
保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査

報告書【全体版】

令和 6 年 12 月
東京都保健医療局

目次

1 調査の概要	5
1.調査目的	6
2.調査概要	6
(1) 調査対象属性	6
(2) 調査期間	6
(3) 調査方法	6
(4) 主な調査項目	6
(5) 回収結果	6
3.調査結果を見る上での注意事項（集計表記規則）	8
2 回答施設の属性	10
3 調査の結果（単純集計）	15
【Q5.室内における受動喫煙の健康影響認知度】	16
【Q6.健康増進法の認知度】	16
【Q7.東京都受動喫煙防止条例の認知度】	17
【Q8.屋内の喫煙室等の有無】	17
【Q9.屋外の喫煙場所の有無】	18
【参考：屋内外問わず喫煙場所の有無】	18
【Q10.屋外喫煙場所設置時の措置（Q9で2「ある」を選んだ場合のみ）】	19
【Q11.第一種施設における屋内完全禁煙の認知度】	20
【Q12.保育所等に対する特定屋外喫煙場所の設置不可（努力義務）の認知度】	20
【Q13.保育所・学校等以外の施設の特定屋外喫煙場所の設置非推奨の認知度】	21
【Q14.特定屋外喫煙場所設置時の要件の認知度】	21
【Q15.加熱式たばこの規制の認知度】	22
【Q16-1.喫煙場所の非設置の理由（Q8及びQ9でいずれも1「ない」を選んだ場合のみ）】	23
【Q16-2 喫煙場所設置の理由（Q8またはQ9のいずれかで2「ある」を選んだ場合のみ）】	24
【Q17.屋内完全禁煙とする予定（Q8で2「ある」を選んだ場合のみ）】	25
【Q18.屋内完全禁煙とする予定の理由（Q8で2「ある」を選んだ場合のみ）】	26
【Q19.屋外完全禁煙とする予定（Q9で2「ある」を選んだ場合のみ）】	27
【Q20.屋外完全禁煙とする予定の理由（Q9で2「ある」を選んだ場合のみ）】	28
【Q21.法・条例制度内容の情報認知経路】	29
4 調査の結果（クロス集計）	32
Q5.室内における受動喫煙の健康影響認知度（クロス集計）	33
Q6.健康増進法の認知度（クロス集計）	34
Q7.東京都受動喫煙防止条例の認知度（クロス集計）	35
Q8.屋内の喫煙室等の有無（クロス集計）	36

Q9.屋外の喫煙場所の有無（クロス集計）	37
参考：屋内外問わず喫煙場所の有無（クロス集計）	38
Q11.第一種施設における屋内完全禁煙の認知度（クロス集計）	39
Q12.保育所等に対する特定屋外喫煙場所の設置不可（努力義務）の認知度（クロス集計）	40
Q13.保育所・学校等以外の施設の特定屋外喫煙場所の設置非推奨の認知度（クロス集計）	41
Q14.特定屋外喫煙場所設置時の要件の認知度（クロス集計）	42
Q15.加熱式たばこの規制認知度（クロス集計）	43
Q16-1.喫煙場所の非設置の理由【複数回答】（クロス集計）※Q8 及び Q9 でいずれも 1「ない」を選んだ場合のみ	44
Q16-2.喫煙場所設置の理由【複数回答】（クロス集計）※Q8 または Q9 のいずれかで 2「ある」を選んだ場合のみ	45
Q18.屋内完全禁煙とする予定の理由【複数回答】（クロス集計）※Q8 で 2「ある」を選んだ場合のみ	46
Q20.屋外完全禁煙とする予定の理由【複数回答】（クロス集計）※Q9 で 2「ある」を選んだ場合のみ	47
Q21.法・条例制度内容の情報認知経路【複数回答】（クロス集計）	48
5 意見・要望のまとめ	52
6 （参考資料）調査票	57

1 調査の概要

1.調査目的

受動喫煙対策の推進を目的に制定された改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が、令和 2 年 4 月 1 日に全面施行された。

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行後の第一種施設における受動喫煙対策の認知度や取組状況を把握し、今後の取組に活かすため、調査を行った。

2.調査概要

(1) 調査対象属性

都内に所在する以下の施設のうち、東京都受動喫煙防止条例に基づき、特定屋外喫煙場所を設けない努力義務が適用される施設

・認可保育所、認証保育所、認可外保育施設、地域型保育事業※、認定こども園※

・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校※及び各種学校※

※原則全数を調査対象とし、集計において、調査対象属性に該当しない施設は対象外とした。詳細は次ページの「施設種別対象数・回答数・回答率」を参照。

(2) 調査期間

令和 6 年 6 月 28 日～令和 6 年 7 月 17 日

(3) 調査方法

インターネット調査（調査の協力依頼文書を郵送し WEB フォームにて回答を回収）

(4) 主な調査項目

・基礎情報（施設種別や職員数等）

・法律や条例等の認知度

・受動喫煙対策の現状（特定屋外喫煙場所の設置状況等）

・その他（法律や条例等の情報認知経路、要望等）

(5) 回収結果

回収数：5,363 件

うち有効回答（集計対象）件数：5,325 件

■施設種別対象数・回答数・回答率

施設種名	対象数	回答数	回答率	有効回答数	有効回答率
認可保育所	3,591	1,698	47.3%	1,698	47.3%
認証保育所	405	200	49.4%	200	49.4%
認可外保育施設	1,213	616	50.8%	616	50.8%
地域型保育事業所※	508	298	58.7%	298	58.7%
認定こども園※	87	49	56.3%	49	56.3%
幼稚園	916	594	64.8%	594	64.8%
小学校	1,320	894	67.7%	894	67.7%
中学校	795	529	66.5%	529	66.5%
義務教育学校	10	7	70.0%	7	70.0%
高等学校	434	309	71.2%	309	71.2%
中等教育学校	8	6	75.0%	6	75.0%
特別支援学校	83	57	68.7%	57	68.7%
高等専門学校	4	3	75.0%	3	75.0%
専修学校※	59	34	57.6%	32	54.2%
各種学校※	100	69	69.0%	33	33.0%
合計	9,533	5,363	56.3%	5,325	55.9%

今回調査対象とした施設のうち、以下の 4 種の施設における集計対象（有効回答）施設は下記のとおりとした（回答時に該当する施設種名を選択してもらい、集計対象外となる施設はそこで調査を終了とした）。

※「地域型保育事業」は、居宅訪問型保育事業を除く。

※「認定こども園」は、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園を除く。

※「専修学校」は、高等課程又は一般課程（一般課程においては、20 歳未満の者が主に利用するもの）を有するものに限る。

※「各種学校」は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第 1 条第 1 項第 4 号に掲げるものその他 20 歳未満の者が主として利用するものに限る。

3.調査結果を見る上での注意事項（集計表記規則）

- ・パーセンテージ表記は、小数点以下第2位を端数処理（四捨五入）しているため、各項目の合計が100%とまらない場合がある（小数点以下第2位が4以下の場合0.0%と表記している）。
- ・複数回答の質問の場合は、その回答比率の合計が100%とまらない場合がある。
- ・クロス集計における分析で、分析軸の項目母数「n」が20未満のものは、参考値にとどめ、全体比率と顕著な差がある場合でも原則言及していないことがある。
- ・同趣旨の回答選択肢を集約して表記する場合は『』で示した。
- ・本文中、数表及び図表に記載する「n」は、比率計算上の基数（標本数）である。
- ・調査票の選択肢の文章が長い場合、要約して短く表現している場合がある。
- ・「完全禁煙」という表現について、法令上の文言ではないが、以下のとおり使用している。

制度認知度についての設問：健康増進法上第一種施設においては屋内に喫煙場所を設置できないことを、
本調査において「完全禁煙」と表現。

施設の状況についての設問：屋内または屋外に喫煙場所を設けず、禁煙としている場合を「完全禁煙」と表現。

- ・「回答施設属性」及び「クロス集計」における「施設種別」の対象は下記のとおりである。

【回答施設属性】

「認定こども園」……幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園を除く。

「専修学校（一般課程・20歳未満）」……一般課程を有し、20歳未満の者が主に利用するもの。

「各種学校（就学支援金規則）」……高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号に掲げるもの。

「各種学校（20歳未満）」……高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号に掲げるもの以外の20歳未満の者が主として利用するもの。

【クロス集計】

「認定こども園」……幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園を除く。

「専修学校」……高等課程又は一般課程（一般課程においては、20歳未満の者が主に利用するもの）を有するものに限る。

「各種学校」……高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号に掲げるものその他20歳未満の者が主として利用するものに限る。

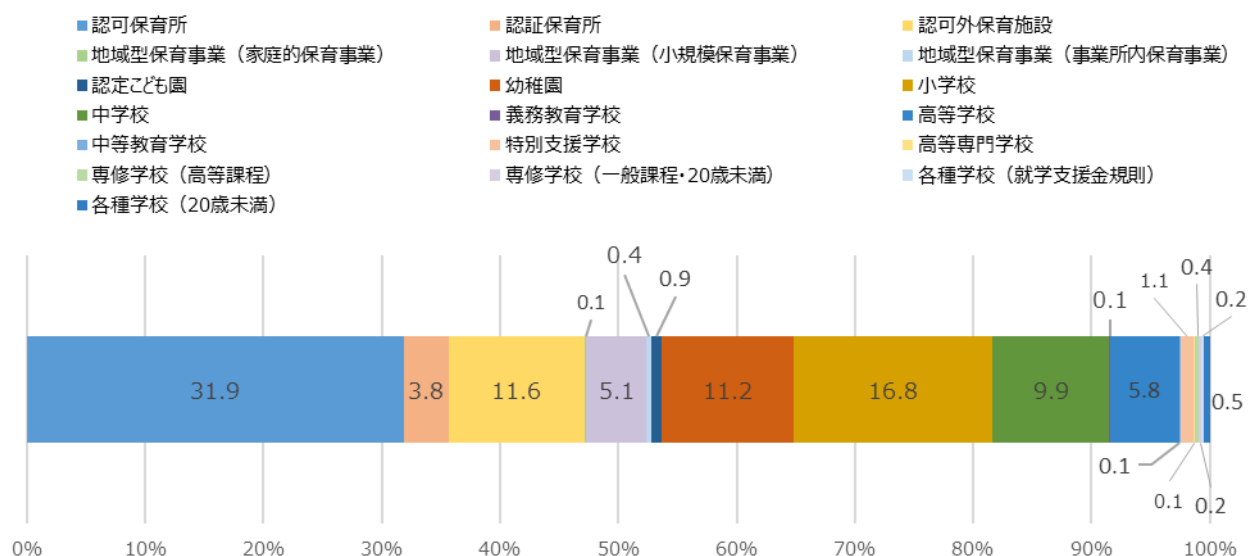
2 回答施設の属性

回答施設属性：施設種別

施設種別について、「認可保育所」が 31.9%と最も割合が高く、次いで「小学校」が 16.8%、「認可外保育施設」が 11.6%、「幼稚園」が 11.2%で、他はそれぞれ 1 割未満だった。

	件数	割合 (%)
1 認可保育所	1,698	31.9
2 認証保育所	200	3.8
3 認可外保育施設	616	11.6
4 地域型保育事業（家庭的保育事業）	6	0.1
5 地域型保育事業（小規模保育事業）	272	5.1
6 地域型保育事業（事業所内保育事業）	20	0.4
8 認定こども園	49	0.9
9 幼稚園	594	11.2
10 小学校	894	16.8
11 中学校	529	9.9
12 義務教育学校	7	0.1
13 高等学校	309	5.8
14 中等教育学校	6	0.1
15 特別支援学校	57	1.1
16 高等専門学校	3	0.1
17 専修学校（高等課程）	23	0.4
18 専修学校（一般課程・20歳未満）	9	0.2
20 各種学校（就学支援金規則）	8	0.2
21 各種学校（20歳未満）	25	0.5
全体	5,325	100.0

n=5,325



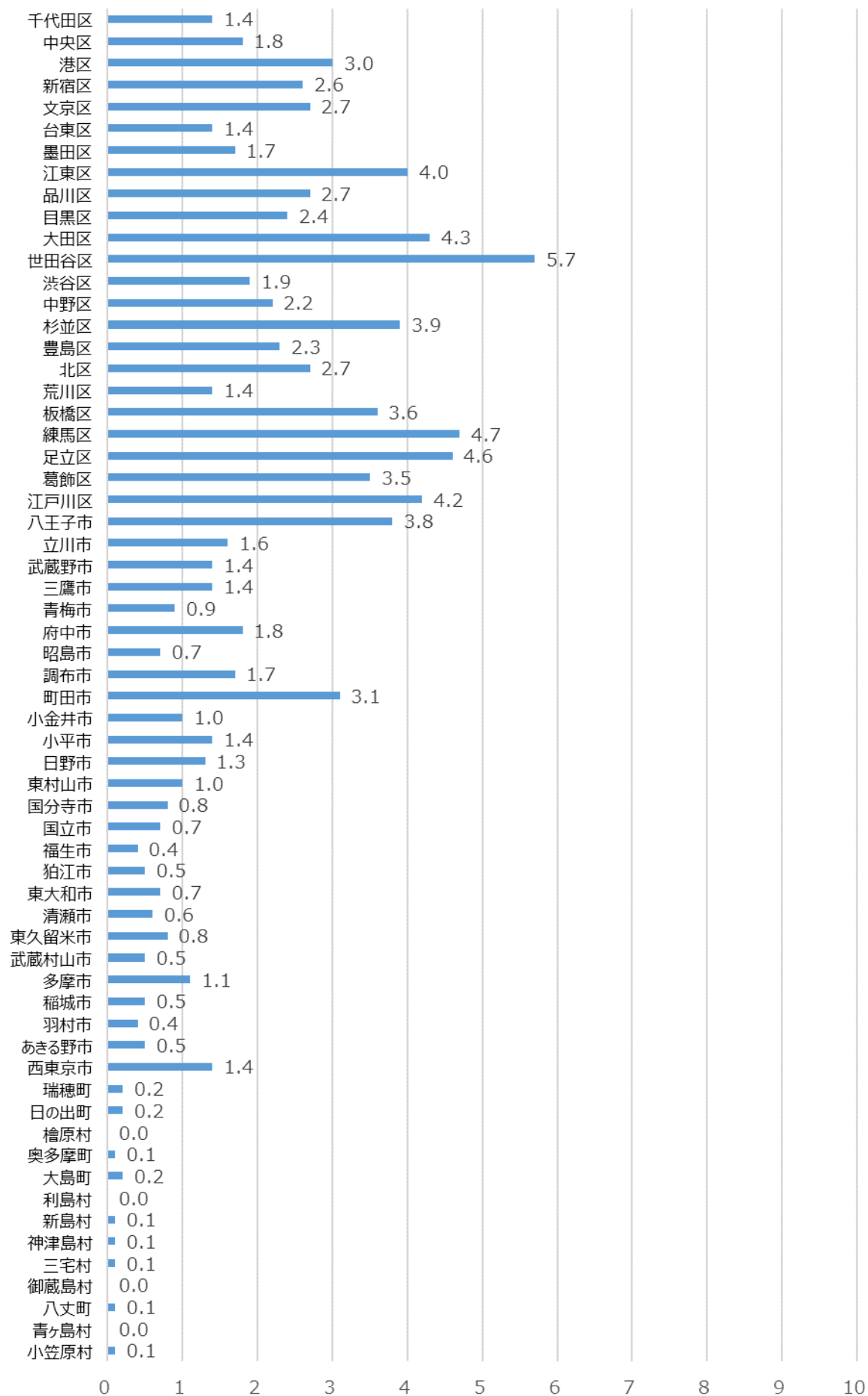
回答施設属性：施設の所在する区市町村名

施設の所在する区市町村について、「世田谷区」が 5.7%と最も割合が高く、次いで、順に「練馬区」「足立区」「大田区」「江戸川区」「江東区」が 4%台だった。

		件数	割合(%)
1	千代田区	76	1.4
2	中央区	96	1.8
3	港区	158	3.0
4	新宿区	139	2.6
5	文京区	145	2.7
6	台東区	73	1.4
7	墨田区	88	1.7
8	江東区	214	4.0
9	品川区	144	2.7
10	目黒区	130	2.4
11	大田区	230	4.3
12	世田谷区	302	5.7
13	渋谷区	101	1.9
14	中野区	115	2.2
15	杉並区	208	3.9
16	豊島区	123	2.3
17	北区	145	2.7
18	荒川区	76	1.4
19	板橋区	193	3.6
20	練馬区	252	4.7
21	足立区	247	4.6
22	葛飾区	188	3.5
23	江戸川区	223	4.2
24	八王子市	205	3.8
25	立川市	83	1.6
26	武蔵野市	74	1.4
27	三鷹市	73	1.4
28	青梅市	50	0.9
29	府中市	97	1.8
30	昭島市	35	0.7
31	調布市	89	1.7
32	町田市	166	3.1
33	小金井市	54	1.0
34	小平市	73	1.4
35	日野市	69	1.3
36	東村山市	55	1.0
37	国分寺市	42	0.8
38	国立市	37	0.7
39	福生市	20	0.4
40	狛江市	29	0.5
41	東大和市	35	0.7
42	清瀬市	31	0.6
43	東久留米市	43	0.8
44	武蔵村山市	25	0.5
45	多摩市	61	1.1
46	稲城市	26	0.5
47	羽村市	22	0.4
48	あきる野市	29	0.5
49	西東京市	73	1.4
50	瑞穂町	11	0.2
51	日の出町	10	0.2
52	檜原村	2	0.0
53	奥多摩町	4	0.1
54	大島町	9	0.2
55	利島村	2	0.0
56	新島村	5	0.1
57	神津島村	4	0.1
58	三宅村	3	0.1
59	御蔵島村	2	0.0
60	八丈町	5	0.1
61	青ヶ島村	2	0.0
62	小笠原村	4	0.1
	全体	5,325	100.0

n = 5,325

回答施設属性：施設の所在する区市町村名のグラフ



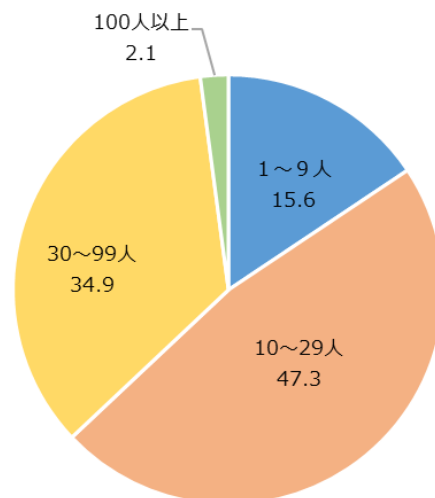
単位 = (%)

回答施設属性：施設の職員数（令和 6 年 4 月 1 日時点の正規職員）

施設の職員数について、「10～29 人」が 47.3%と最も割合が高く、次いで「30～99 人」が 34.9%だった。

	件数	割合 (%)
1 1～9 人	833	15.6
2 10～29人	2,519	47.3
3 30～99人	1,859	34.9
4 100人以上	114	2.1
全体	5,325	100.0

n=5,325



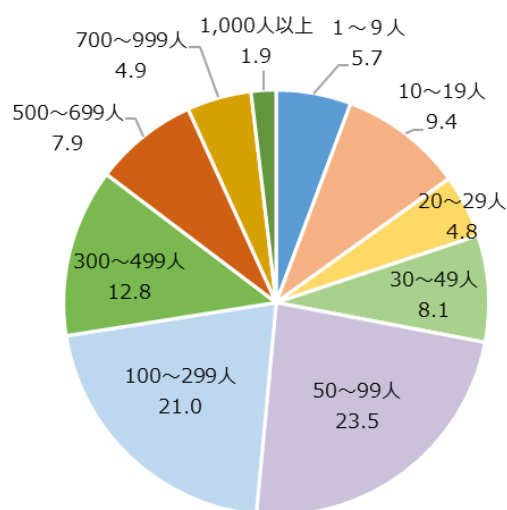
単位 = (%)

回答施設属性：施設を利用する児童・生徒数（令和 6 年 4 月 1 日時点）

施設の児童・生徒数について、「50～99 人」が 23.5%と最も割合が高く、次いで「100～299 人」が 21.0%、「300～499 人」が 12.8%だった。

	件数	割合 (%)
1 1～9 人	304	5.7
2 10～19人	503	9.4
3 20～29人	255	4.8
4 30～49人	431	8.1
5 50～99人	1,249	23.5
6 100～299人	1,119	21.0
7 300～499人	681	12.8
8 500～699人	422	7.9
9 700～999人	262	4.9
10 1,000人以上	99	1.9
全体	5,325	100.0

n=5,325



単位 = (%)

3 調査の結果（単純集計）

【Q5.室内における受動喫煙の健康影響認知度】

室内又はこれに準ずる環境における受動喫煙（※）が健康に影響することを知っていますか。

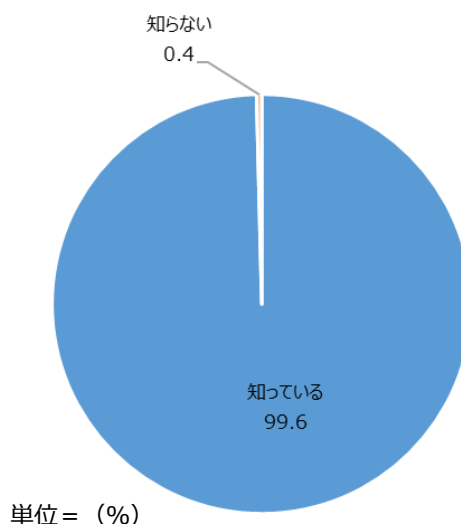
※「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙は、喫煙者が吸い込む主流煙と、火がついている部分から立ちのぼる副流煙、喫煙者が吐き出す呼出煙に分けられ、副流煙と呼出煙を吸い込むことを受動喫煙といいます。

中でも、副流煙にはニコチンや一酸化炭素などの有害物質や発がん性物質が主流煙の何倍も含まれています。

室内における受動喫煙が健康に影響することについて、「知っている」が 99.6%とほぼ 100%近くの非常に高い割合だった。「知らない」は 0.4%だった。

		件数	割合 (%)
1	知っている	5,302	99.6
2	知らない	23	0.4
	全体	5,325	100.0

n=5,325



【Q6.健康増進法の認知度】

健康増進法で、受動喫煙を防ぐための全国共通ルールが定められていることを知っていますか。

健康増進法で受動喫煙防止のルールが定められていることについて、「だいたい理解している」が 62.3%と最も割合が高く、次いで「内容までよく理解している」が 16.7%、「名前だけは知っている」が 16.6%で、合わせた『理解度』は 79.0%、『認知度』は 95.6%だった。

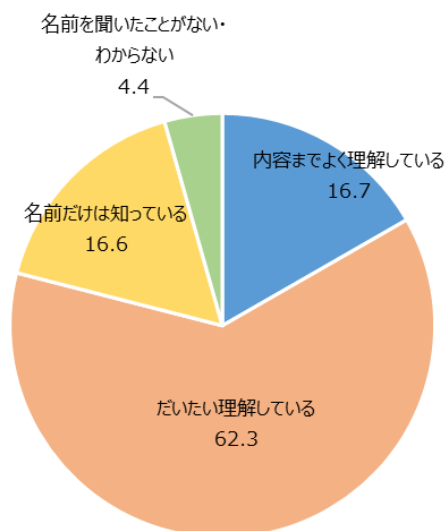
「名前を聞いたことがない・わからない」は 4.4%だった。

※『理解度』＝「内容までよく理解している」「だいたい理解している」の計

※『認知度』＝「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計

		件数	割合 (%)
1	内容までよく理解している	891	16.7
2	だいたい理解している	3,317	62.3
3	名前だけは知っている	882	16.6
4	名前を聞いたことがない・わからない	235	4.4
	全体	5,325	100.0

n=5,325



【Q7.東京都受動喫煙防止条例の認知度】

東京都は、健康増進法をもとに都独自のルールを定めた東京都受動喫煙防止条例を制定していることを知っていますか。

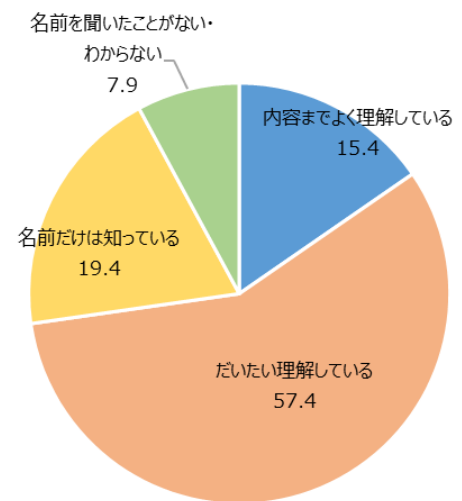
東京都受動喫煙防止条例の認知について、「だいたい理解している」が 57.4%と最も割合が高く、次いで「名前だけは知っている」が 19.4%、「内容までよく理解している」が 15.4%で、合わせた『理解度』は 72.8%、『認知度』は 92.1%だった。「名前を聞いたことがない・わからない」は 7.9%だった。

※『理解度』＝「内容までよく理解している」「だいたい理解している」の計

※『認知度』＝「内容までよく理解している」「だいたい理解している」「名前だけは知っている」の計

		件数	割合 (%)
1	内容までよく理解している	818	15.4
2	だいたい理解している	3,056	57.4
3	名前だけは知っている	1,031	19.4
4	名前を聞いたことがない・わからない	420	7.9
	全体	5,325	100.0

n = 5,325



単位 = (%)

【Q8.屋内の喫煙室等の有無】

貴施設の屋内（専有部分）に喫煙室等がありますか。

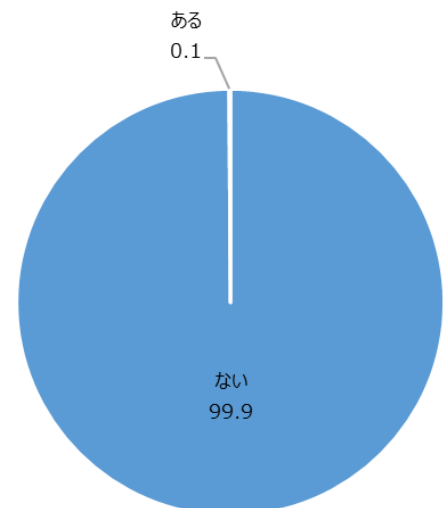
※複合施設内に貴施設がある場合は、貴施設の専有部分の状況を回答してください。共用部だけに喫煙室等がある場合は「1 ない」を選択してください。

※「屋内」とは、屋根があり、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部を指します。これに該当しない場所が「屋外」です。

屋内の喫煙室等の有無について、「ない」が 99.9%、「ある」は 0.1%だった。

		件数	割合 (%)
1	ない	5,318	99.9
2	ある	7	0.1
	全体	5,325	100.0

n = 5,325



単位 = (%)

※「ある」の回答について、後の設問（喫煙場所設置の理由等）の回答「その他」自由記述で、専用室はなく屋外で吸っている人がいる等を記載し、回答施設（専有部分）の屋内には喫煙室等がないことが推測される施設もある。

【Q9.屋外の喫煙場所の有無】

貴施設の屋外（専有部分）に喫煙場所がありますか。

※複合施設内に貴施設がある場合は、貴施設の専有部分（専有使用するベランダ・庭を含む）の状況を回答してください。共用部だけに喫煙場所がある場合や屋外の専有部分がない場合には、「1 ない」を選択してください。

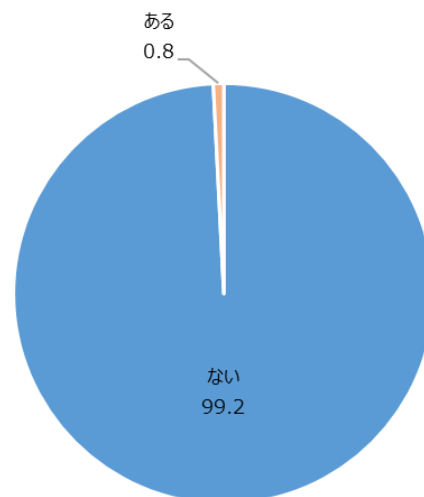
※「屋内」とは、屋根があり、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部を指します。これに該当しない場所が「屋外」です。

屋外の喫煙場所の有無について、「ない」が 99.2%、「ある」は 0.8%だった。

		件数	割合 (%)
1	ない	5,283	99.2
2	ある	42	0.8
	全体	5,325	100.0

n = 5,325

※「ある」の回答について、後の設問（喫煙場所設置の理由等）の回答「その他」自由記述で、施設が入っている敷地内には喫煙場所がある旨等を記載し、回答施設（専有部分）の屋外には喫煙場所がないことが推測される施設もある。



単位 = (%)

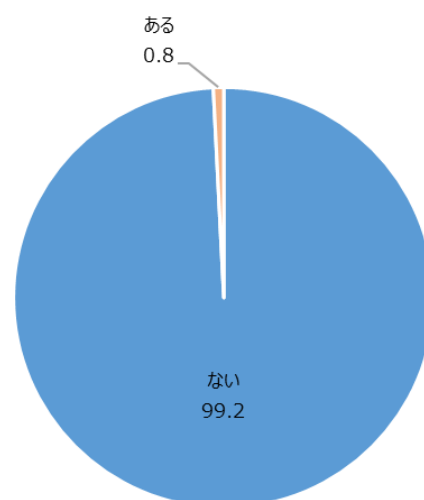
【参考：屋内外問わず喫煙場所の有無】

Q8 と Q9 の喫煙場所の有無について、「屋内」と「屋外」を分けずに集計した。

屋内外問わず喫煙場所の有無について、「ない」が 99.2%、「ある」は 0.8%だった。

		件数	割合 (%)
1	ない	5,280	99.2
2	ある	45	0.8
	全体	5,325	100.0

n = 5,325



単位 = (%)

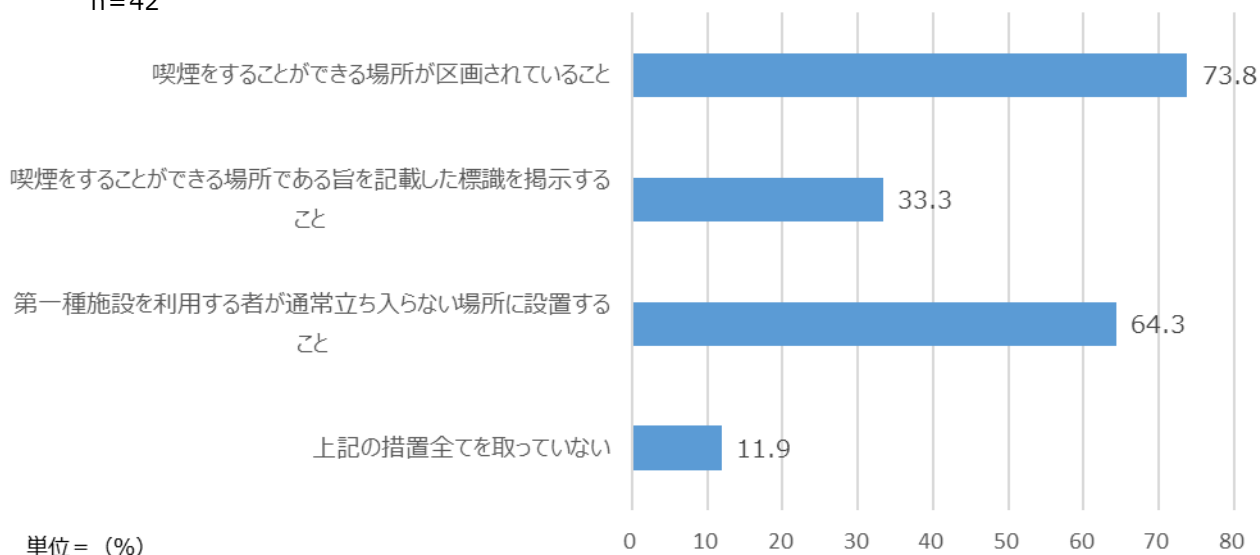
【Q10.屋外喫煙場所設置時の措置（Q9 で 2「ある」を選んだ場合のみ）】

屋外に喫煙場所を設置している場合は、以下の措置が取られていますか。取られている措置を全て選択してください。（複数回答可）

屋外に喫煙場所を設置している場合にとっている必要な措置について、「喫煙をすることができる場所が区画されていること」が 73.8%と最も割合が高く、次いで「第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること」が 64.3%だった。「喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること」は 33.3%で低い傾向にあった。「上記の措置全てを取っていない」は 11.9%だった。

		件数	割合 (%)
1	喫煙をすることができる場所が区画されていること	31	73.8
2	喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること	14	33.3
3	第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること	27	64.3
4	上記の措置全てを取っていない	5	11.9

n = 42



【Q11.第一種施設における屋内完全禁煙の認知度】

健康増進法における第一種施設（※）は、屋内完全禁煙（専有部分の屋内に喫煙場所の設置不可）であることを知っていますか。

※本調査の対象である保育所・学校等は第一種施設に該当します。健康増進法上の「第一種施設」とは、2人以上の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいいます。

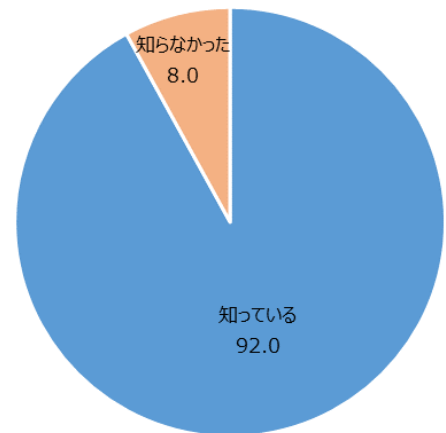
・学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令で定めるもの（⇒保育所・学校等はここに含まれます。）

・国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

第一種施設は屋内に喫煙場所設置不可であることの認知について、「知っている」が92.0%と9割を超える非常に高い割合で、「知らなかった」は8.0%だった。

	件数	割合 (%)
1 知っている	4,899	92.0
2 知らなかった	426	8.0
全体	5,325	100.0

n = 5,325



単位 = (%)

【Q12.保育所等に対する特定屋外喫煙場所の設置不可（努力義務）の認知度】

第一種施設のうち、都内の保育所・学校等（※）は、施設敷地内で専有部分の屋外にも喫煙場所を設置できない（努力義務）ことを知っていますか。

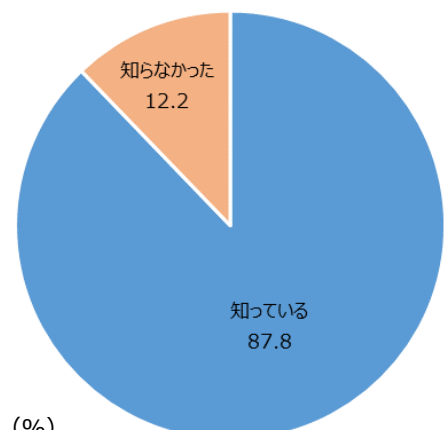
※東京都受動喫煙防止条例では、以下の施設に対し、特定屋外喫煙場所を設置しない努力義務を課しています。

・保育所（児童福祉法第39条第1項）・家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第9項・第10項・第12項）・児童福祉法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第9項・第10項・第12項、同法第39条に規定する業務を目的とするものに限る。）（⇒認証保育所・認可外保育施設はこちらに含まれます。）・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（学校教育法第1条）・専修学校（高等課程又は一般課程（20歳未満の者が主として利用するものに限る。））（学校教育法第124条）・各種学校（学校教育法第134条第1項（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号に掲げるものその他に20歳未満の者が主として利用する者に限る。））

保育所・学校等は特定屋外喫煙場所を設置できないこと（努力義務）の認知について、「知っている」が87.8%と9割近くの高い割合だった。「知らなかった」が12.2%だった。

	件数	割合 (%)
1 知っている	4,678	87.8
2 知らなかった	647	12.2
全体	5,325	100.0

n = 5,325



単位 = (%)

【Q13.保育所・学校等以外の施設の特定屋外喫煙場所の設置非推奨の認知度】

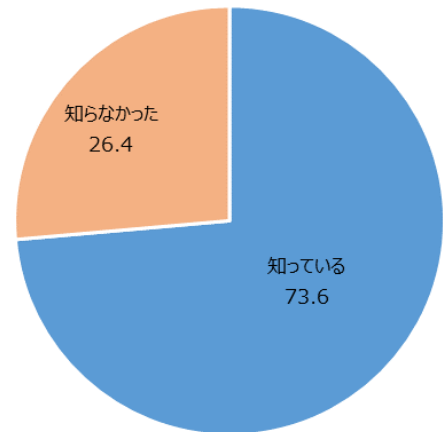
特定屋外喫煙場所非設置の努力義務が課されている施設以外の第一種施設（※）でも、敷地内屋外に喫煙場所を設置することが推奨されていないことを知っていますか。

※「特定屋外喫煙場所非設置の努力義務が課されている施設以外の第一種施設」とは、健康増進法上の第一種施設のうち、東京都受動喫煙防止条例で特定屋外喫煙場所非設置の努力義務を課している都内の保育所・学校等以外の施設をいいます。

保育所・学校等以外の施設も特定屋外喫煙場所を設置することは非推奨であることの認知について、「知っている」が73.6%、「知らなかった」が26.4%だった。

		件数	割合 (%)
1	知っている	3,918	73.6
2	知らなかった	1,407	26.4
	全体	5,325	100.0

n = 5,325



単位 = (%)

【Q14.特定屋外喫煙場所設置時の要件の認知度】

第一種施設が敷地内屋外に喫煙場所を設置する場合には、以下の受動喫煙を防止するために必要な措置をとらなければならないことを知っていますか。

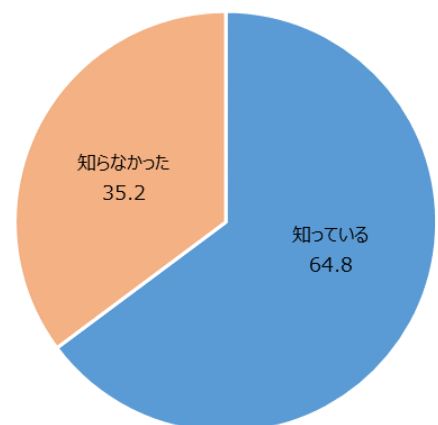
- ①喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

※第一種施設の敷地内屋外の一部の場所に設置する喫煙場所のことを「特定屋外喫煙場所」といいます。上記措置がとれない場合、設置できません。また、設置の際には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましいです。

特定屋外喫煙場所設置時の要件の認知について、「知っている」が64.8%、「知らなかった」が35.2%だった。

		件数	割合 (%)
1	知っている	3,450	64.8
2	知らなかった	1,875	35.2
	全体	5,325	100.0

n = 5,325



単位 = (%)

【Q15.加熱式たばこの規制の認知度】

紙巻たばこと加熱式たばこ（※）の喫煙に関して、第一種施設における受動喫煙対策のルールは同じであることを知っていますか。

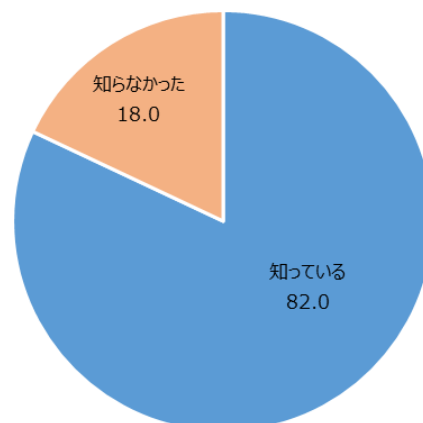
※「加熱式たばこ」とは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで蒸気を発生させるもの。加熱の方法や温度などは製品ごとに異なります。

例：アイコス、グロー、ブルーム・テック等

加熱式たばこの受動喫煙対策の規制認知について、「知っている」が 82.0%、「知らなかった」が 18.0%だった。

		件数	割合 (%)
1	知っている	4,367	82.0
2	知らなかった	958	18.0
	全体	5,325	100.0

n=5,325



単位 = (%)

【Q16-1.喫煙場所の非設置の理由（Q8 及び Q9 でいずれも 1「ない」を選んだ場合のみ）】

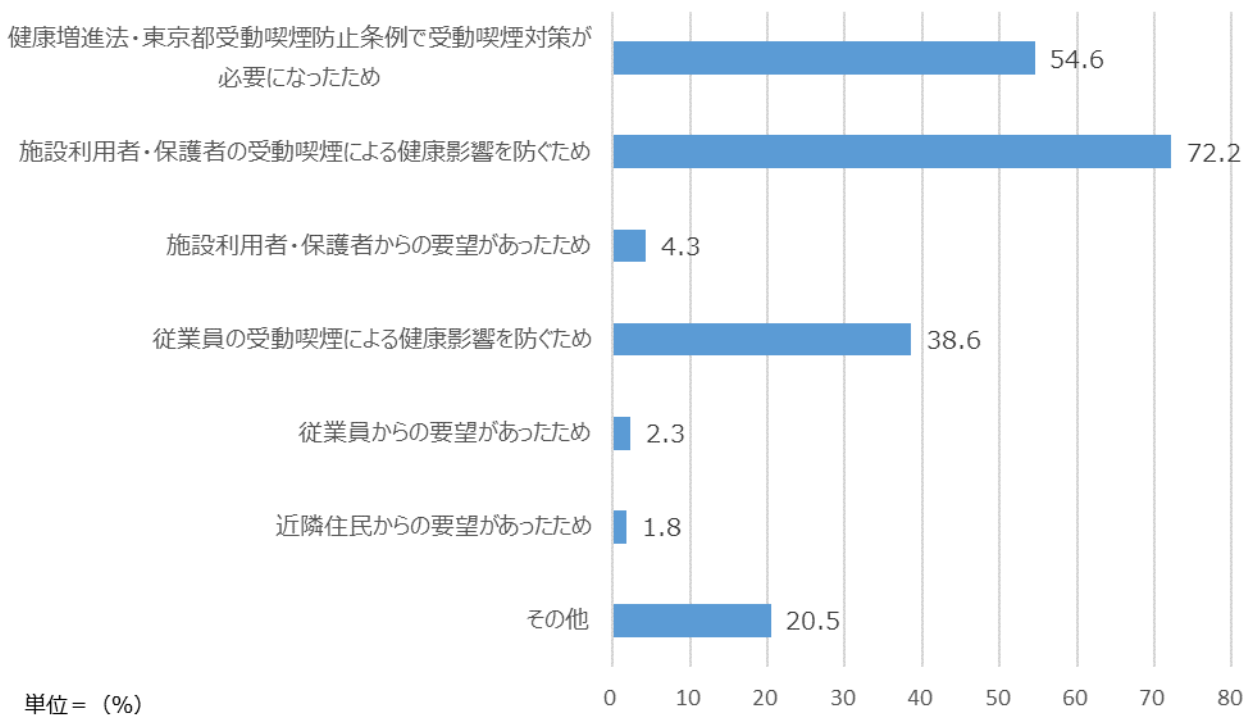
喫煙場所を設置していない理由を教えてください。（複数回答可）

屋内屋外ともに全面禁煙としている理由について、「施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため」が 72.2%と最も割合が高く、次いで「健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため」が 54.6%、「従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため」が 38.6%となった。

「その他」20.5%を除く、他の理由はそれぞれ 5%未満であった。

		件数	割合 (%)
1	健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため	2,882	54.6
2	施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため	3,812	72.2
3	施設利用者・保護者からの要望があったため	229	4.3
4	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	2,039	38.6
5	従業員からの要望があったため	119	2.3
6	近隣住民からの要望があったため	96	1.8
7	その他	1,082	20.5

n = 5,280



＜「その他」自由記述の内容（カテゴリーごとに集約）＞ ※回答中に複数のカテゴリーを含む記述は、それぞれのカテゴリーにカウントしている。

- ・喫煙者がいないから、必要がないから（全面禁煙としている）（506 件）
- ・子供のための施設だから（無いことが当たり前・元々設置していない）（492 件）
- ・そもそもスペースがない、権限がない（48 件）
- ・その他（有害・火災防止など）（36 件）
- ・特に理由はない、分からない（17 件）

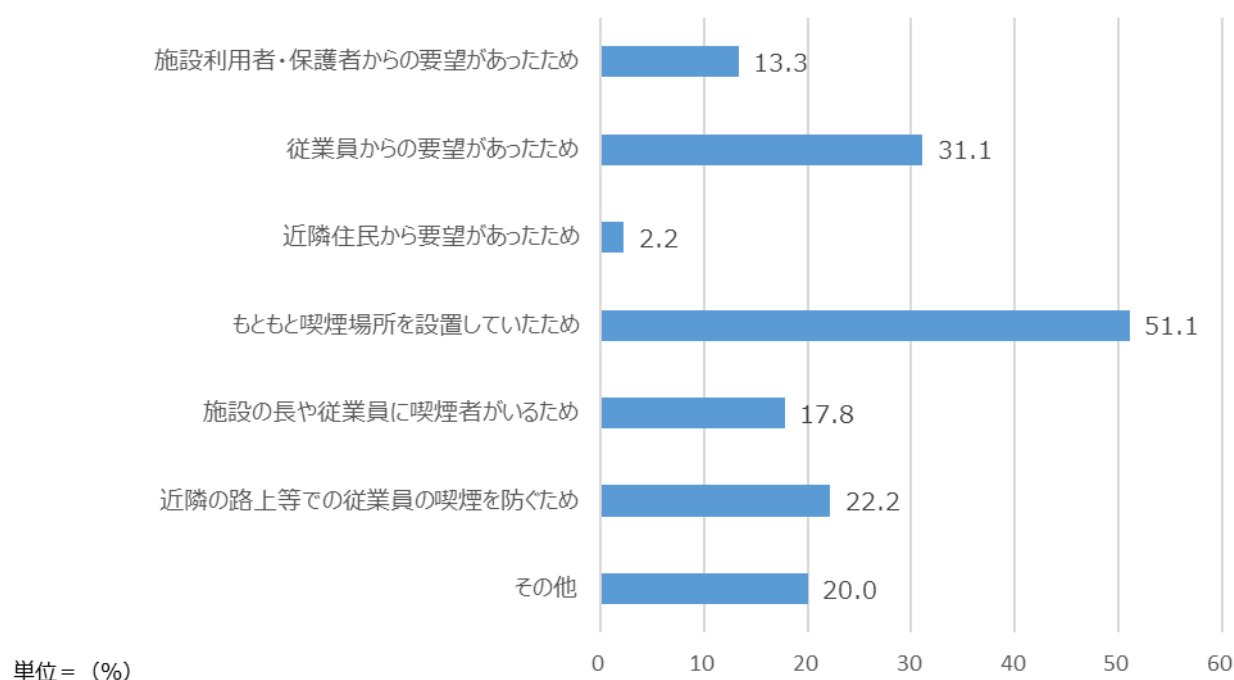
【Q16-2 喫煙場所設置の理由（Q8 または Q9 のいずれかで 2「ある」を選んだ場合のみ）】

喫煙場所を設置している理由を教えてください。（複数回答可）

喫煙場所を設置している理由について、「もともと喫煙場所を設置していたため」が 51.1%と最も割合が高く、次いで「従業員からの要望があったため」が 31.1%、「近隣の路上等での従業員の喫煙を防ぐため」が 22.2%と続き、「施設の長や従業員に喫煙者がいるため」と「施設利用者・保護者からの要望があったため」は 1 割台であった。

		件数	割合 (%)
1	施設利用者・保護者からの要望があったため	6	13.3
2	従業員からの要望があったため	14	31.1
3	近隣住民から要望があったため	1	2.2
4	もともと喫煙場所を設置していたため	23	51.1
5	施設の長や従業員に喫煙者がいるため	8	17.8
6	近隣の路上等での従業員の喫煙を防ぐため	10	22.2
7	その他	9	20.0

n = 45



<「その他」自由記述の内容>

- ・施設があるショッピングモールが設置している。
- ・外部作業員の喫煙者に対応するため、敷地外での喫煙の防止。
- ・ビル内にある施設のため、他のテナントも使用している。
- ・精神科病院敷地内に設置している保育所であり、現状では精神科病院の患者に対する対応として設置しているため。
- ・現在は喫煙者はいないが、以前職員に喫煙者がいた。
- ・業務委託施設のため、こちらでは分かりかねる。
- ・特養併設型のため特養の従業員の要望があったため。
- ・教職員に喫煙者はいないが、委託している園バス運転手や警備員に喫煙者がいるため。
- ・ない。

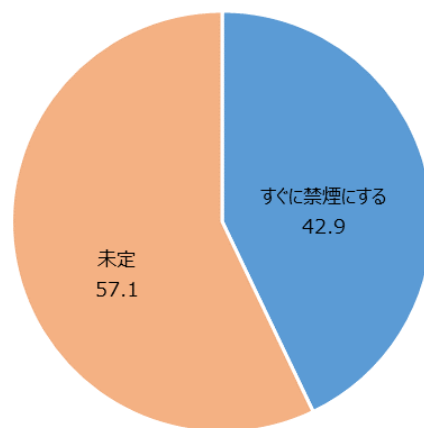
【Q17.屋内完全禁煙とする予定（Q8 で 2「ある」を選んだ場合のみ）】

貴施設の専有部分は、喫煙専用室等を設置することが禁止されています。屋内完全禁煙とするご予定について教えてください。

屋内完全禁煙とする予定について、回答数が非常に少ないため参考値となるが、「未定」が 57.1%、「すぐに禁煙する」が 42.9%、「時期は未定だが禁煙にする」は 0.0%だった。

		件数	割合（%）
1	すぐに禁煙にする	3	42.9
2	時期は未定だが禁煙にする	0	0.0
3	未定	4	57.1
	全体	7	100.0

n = 7



単位 = (%)

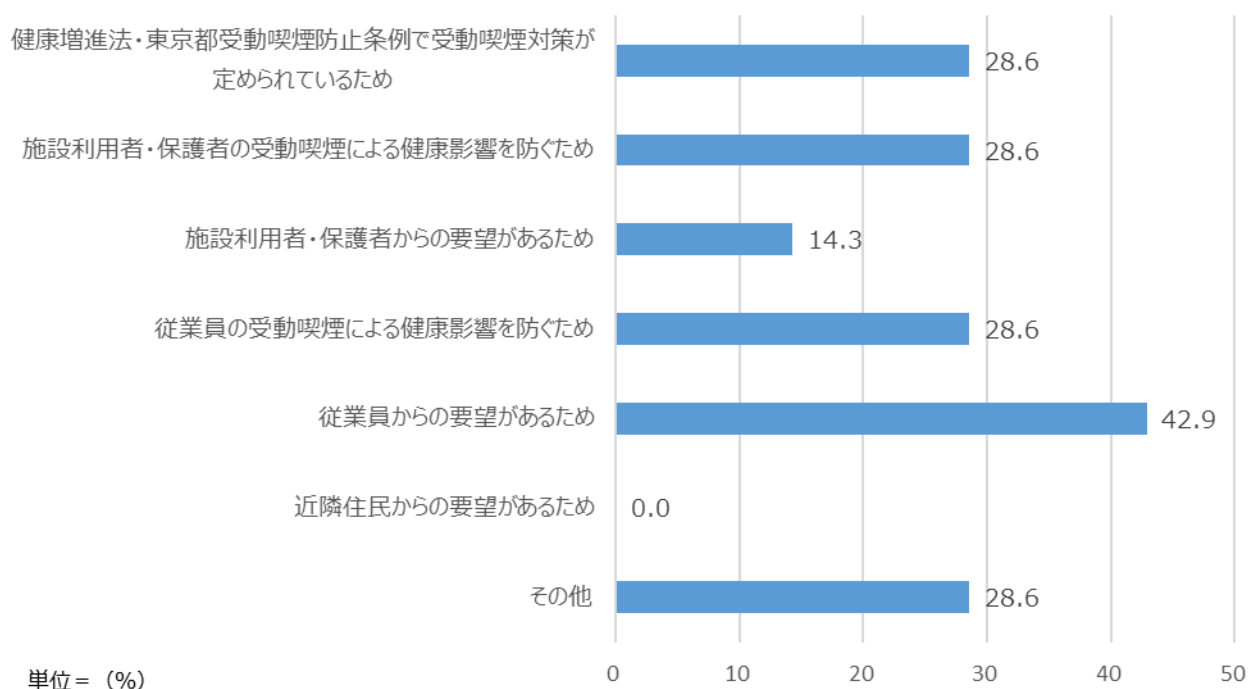
【Q18.屋内完全禁煙とする予定の理由（Q8 で 2「ある」を選んだ場合のみ）】

前問で教えていただいた予定としている理由を教えてください。（複数回答可）

前問の屋内完全禁煙とする予定で回答した理由について、回答数が非常に少ないため参考値となるが、「従業員からの要望があるため」が 42.9%と最も割合が高く、「施設利用者・保護者からの要望があるため」は 14.3%、「近隣住民からの要望があるため」は 0.0%、それ以外の理由はそれぞれ 3 割弱だった。

		件数	割合 (%)
1	健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が定められているため	2	28.6
2	施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため	2	28.6
3	施設利用者・保護者からの要望があるため	1	14.3
4	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	2	28.6
5	従業員からの要望があるため	3	42.9
6	近隣住民からの要望があるため	0	0.0
7	その他	2	28.6

n = 7



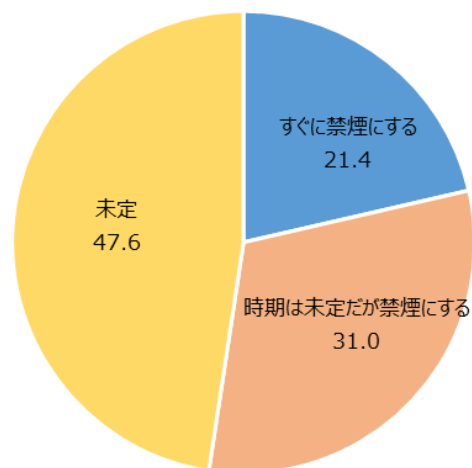
【Q19.屋外完全禁煙とする予定（Q9 で 2「ある」を選んだ場合のみ）】

貴施設の専有部分（専有使用するベランダ・庭を含む）は、屋外に喫煙場所（特定屋外喫煙場所）等を設置することが禁止（努力義務）されています。屋外完全禁煙とすることについて教えてください

屋外完全禁煙とする予定について、「未定」が 47.6%と最も割合が高く、次いで、「時期は未定だが禁煙にする」が 31.0%、「すぐに禁煙にする」が 21.4%であった。

		件数	割合（%）
1	すぐに禁煙にする	9	21.4
2	時期は未定だが禁煙にする	13	31.0
3	未定	20	47.6
	全体	42	100.0

n = 42



単位 = (%)

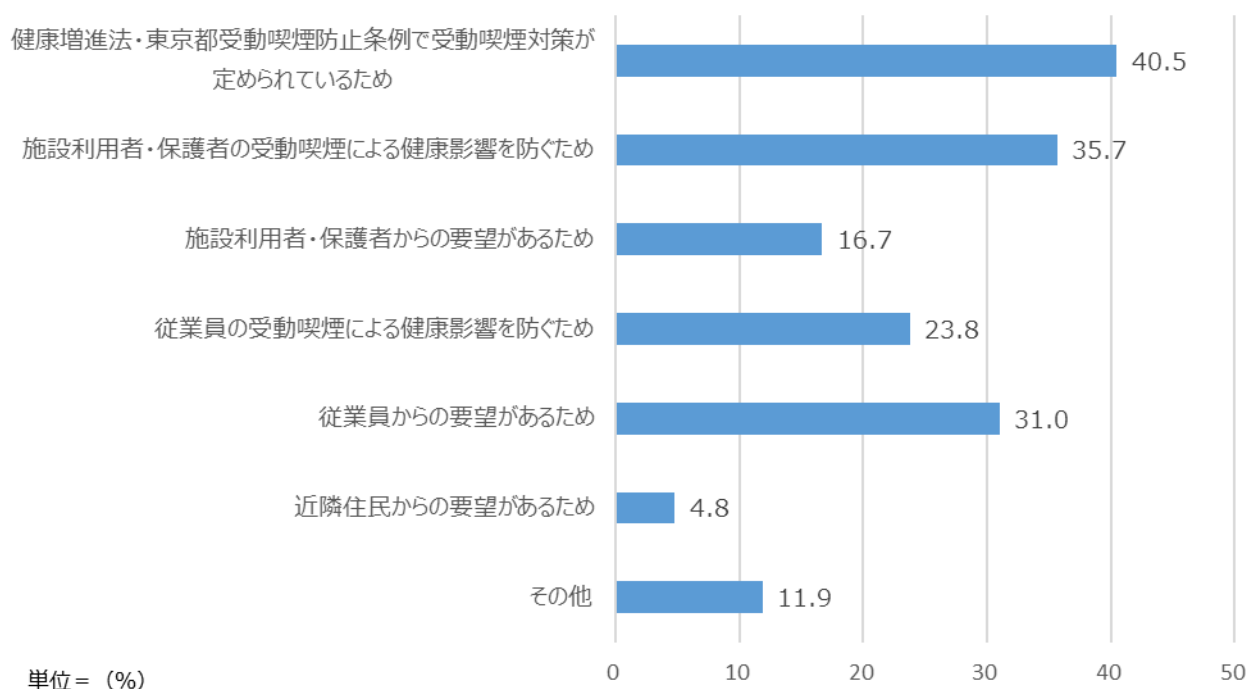
【Q20.屋外完全禁煙とする予定の理由（Q9 で 2「ある」を選んだ場合のみ）】

前問で教えていただいた予定としている理由を教えてください。（複数回答可）

前問の屋外完全禁煙とする予定で回答した理由について、「健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が定められているため」が 40.5%と最も割合が高く、次いで「施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため」が 35.7%、「従業員からの要望があるため」が 31.0%であった。

		件数	割合 (%)
1	健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が定められているため	17	40.5
2	施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため	15	35.7
3	施設利用者・保護者からの要望があるため	7	16.7
4	従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため	10	23.8
5	従業員からの要望があるため	13	31.0
6	近隣住民からの要望があるため	2	4.8
7	その他	5	11.9

n = 42



【Q21.法・条例制度内容の情報認知経路】

受動喫煙防止にかかる制度内容についての情報をどのような方法で把握していますか。（複数回答可）

受動喫煙防止関連の法律や条例の制度内容を知った方法について、「東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター」が37.4%と最も割合が高く、次いで、「東京都の広報誌、情報番組」36.9%、「区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター」32.3%、「区市町村・保健所などの広報誌」31.0%と続く。

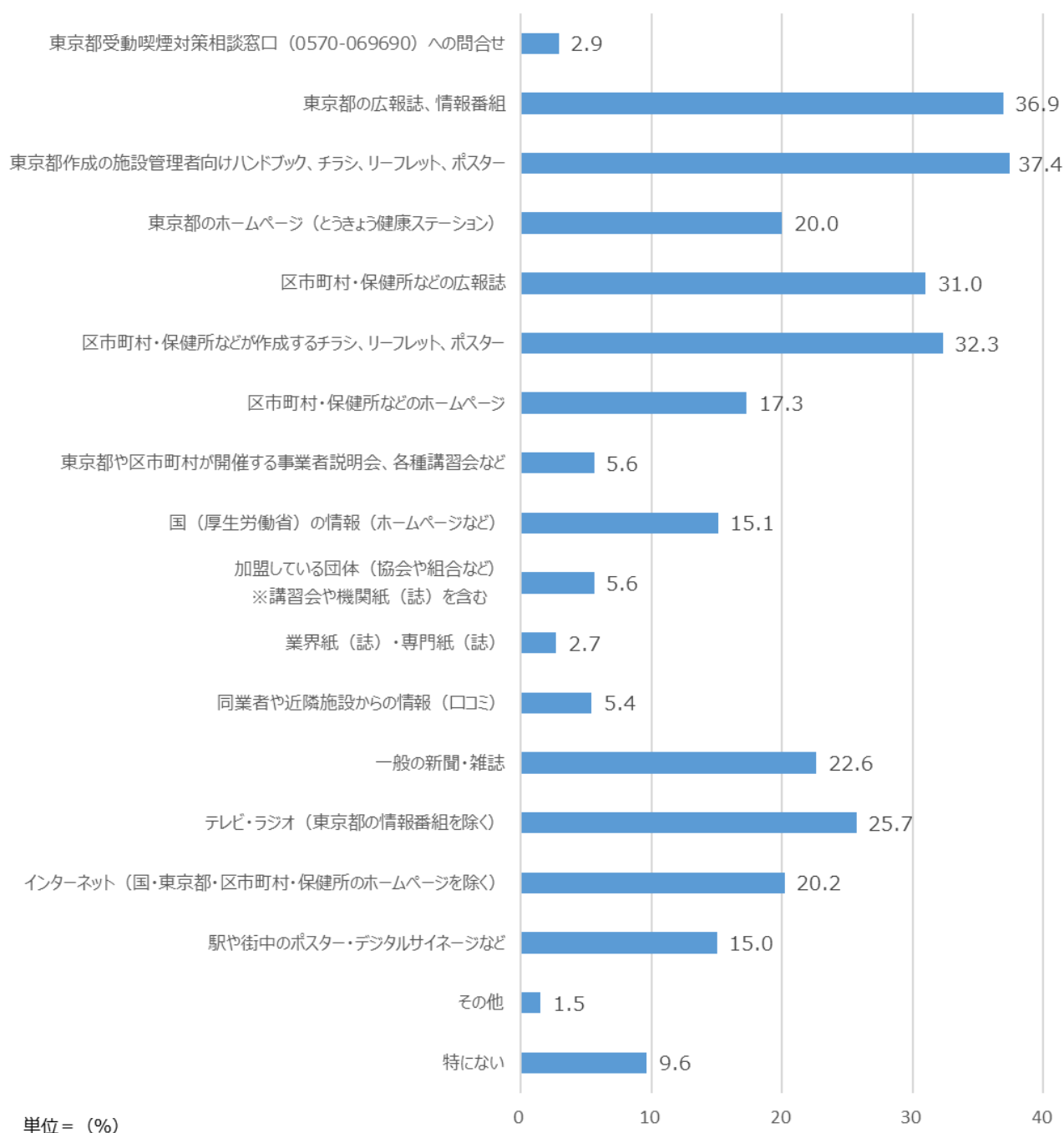
次いで、「テレビ・ラジオ（東京都の情報番組を除く）」が25.7%、「一般の新聞・雑誌」が22.6%、「インターネット（国・東京都・区市町村・保健所のホームページを除く）」が20.2%、「東京都のホームページ（とうきょう健康ステーション）」20.0%だった。

「特にない」は9.6%だった。

		件数	割合（%）
1	東京都受動喫煙対策相談窓口（0570-069690）への問合せ	153	2.9
2	東京都の広報誌、情報番組	1,965	36.9
3	東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター	1,993	37.4
4	東京都のホームページ（とうきょう健康ステーション）	1,064	20.0
5	区市町村・保健所などの広報誌	1,649	31.0
6	区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター	1,719	32.3
7	区市町村・保健所などのホームページ	923	17.3
8	東京都や区市町村が開催する事業者説明会、各種講習会など	300	5.6
9	国（厚生労働省）の情報（ホームページなど）	803	15.1
10	加盟している団体（協会や組合など）※講習会や機関紙（誌）を含む	300	5.6
11	業界紙（誌）・専門紙（誌）	145	2.7
12	同業者や近隣施設からの情報（口コミ）	285	5.4
13	一般の新聞・雑誌	1,205	22.6
14	テレビ・ラジオ（東京都の情報番組を除く）	1,369	25.7
15	インターネット（国・東京都・区市町村・保健所のホームページを除く）	1,074	20.2
16	駅や街中のポスター・デジタルサイネージなど	797	15.0
17	その他	82	1.5
18	特にない	512	9.6

n = 5,325

※Q21 法・条例制度内容の情報認知経路のグラフ



<「その他」自由記述の内容（カテゴリーごとに集約）> ※回答中に複数のカテゴリーを含む記述は、それぞれのカテゴリーにカウントしている。

- ・都や区からの通知・指導・情報提供（42 件）
- ・本社、委託元からの指示・周知（10 件）
- ・情報提供、説明、講演会（5 件）
- ・人との会話、人から（4 件）
- ・その他（求人募集時、資格取得の際等）（18 件）
- ・特になし（3 件）

4 調査の結果（クロス集計）

Q5.室内における受動喫煙の健康影響認知度（クロス集計）

- ・施設種別と喫煙場所有無別ともに「知っている」がそれぞれ 99.0%以上と、種別による差はみられない。
- ・喫煙場所有無別でみると、屋内・屋外・屋内外問わず「喫煙場所あり」の施設で「知っている」が 100%となった。

		n (%)	知っている	知らない
全 体		5,325	5,302	23
		100.0	99.6	0.4
施設 種 別	認可保育所	1,698	1,687	11
		100.0	99.4	0.6
	認証保育所	200	198	2
		100.0	99.0	1.0
	認可外保育施設	616	615	1
		100.0	99.8	0.2
	家庭的保育事業所	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	小規模保育事業所	272	271	1
		100.0	99.6	0.4
	事業所内保育事業所	20	20	0
		100.0	100.0	0.0
	認定こども園	49	49	0
		100.0	100.0	0.0
	幼稚園	594	588	6
		100.0	99.0	1.0
	小学校	894	894	0
		100.0	100.0	0.0
	中学校	529	527	2
		100.0	99.6	0.4
	義務教育学校	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
	高等学校	309	309	0
		100.0	100.0	0.0
	中等教育学校	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	特別支援学校	57	57	0
		100.0	100.0	0.0
	高等専門学校	3	3	0
		100.0	100.0	0.0
	専修学校	32	32	0
		100.0	100.0	0.0
	各種学校	33	33	0
		100.0	100.0	0.0
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	5,295	23
		100.0	99.6	0.4
	屋内喫煙場所あり	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
	屋外喫煙場所なし	5,283	5,260	23
		100.0	99.6	0.4
	屋外喫煙場所あり	42	42	0
		100.0	100.0	0.0
	屋内外問わず喫煙場所 なし	5,280	5,257	23
		100.0	99.6	0.4
	屋内外問わず喫煙場所 あり	45	45	0
		100.0	100.0	0.0

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差



Q6.健康増進法の認知度（クロス集計）

- ・施設種別と喫煙場所有無別ともに、「だいたい理解している」がそれぞれ半数を超え、最も高い割合だった。
- ・施設種別でみると、『理解度』は最も高い「専修学校」96.9%と、最も低い「小規模保育事業所」68.0%で3割弱（28.9ポイント）の差があり、「小学校」より校種が上の施設の方が、それ以外の施設よりも高い傾向がみられる。
- ・喫煙場所有無別でみると、大きな差や傾向はみられない。

		n (%)	内容までよく 理解している	だいたい理 解している	名前だけは 知っている	名前を聞い たことがな い・わからな い	理解度 (内容まで理解 +だいたい理解の 計)	認知度 (内容まで理解 +だいたい理解+ 名前だけは知って いるの計)
全 体		5,325	891	3,317	882	235	4,208	5,090
		100.0	16.7	62.3	16.6	4.4	79.0	95.6
施 設 種 別	認可保育所	1,698	187	1,085	340	86	1,272	1,612
		100.0	11.0	63.9	20.0	5.1	74.9	94.9
	認証保育所	200	15	127	48	10	142	190
		100.0	7.5	63.5	24.0	5.0	71.0	95.0
	認可外保育施設	616	100	336	133	47	436	569
		100.0	16.2	54.5	21.6	7.6	70.8	92.4
	家庭的保育事業所	6	1	3	2	0	4	6
		100.0	16.7	50.0	33.3	0.0	66.7	100.0
	小規模保育事業所	272	22	163	64	23	185	249
		100.0	8.1	59.9	23.5	8.5	68.0	91.5
	事業所内保育事業所	20	1	13	5	1	14	19
		100.0	5.0	65.0	25.0	5.0	70.0	95.0
	認定こども園	49	10	27	11	1	37	48
		100.0	20.4	55.1	22.4	2.0	75.5	98.0
	幼稚園	594	73	356	130	35	429	559
		100.0	12.3	59.9	21.9	5.9	72.2	94.1
	小学校	894	217	598	64	15	815	879
		100.0	24.3	66.9	7.2	1.7	91.2	98.3
	中学校	529	144	333	45	7	477	522
		100.0	27.2	62.9	8.5	1.3	90.2	98.7
	義務教育学校	7	1	6	0	0	7	7
		100.0	14.3	85.7	0.0	0.0	100.0	100.0
喫 煙 場 所 有 無 別	高等学校	309	84	188	30	7	272	302
		100.0	27.2	60.8	9.7	2.3	88.0	97.7
	中等教育学校	6	2	4	0	0	6	6
		100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	100.0
	特別支援学校	57	13	37	6	1	50	56
		100.0	22.8	64.9	10.5	1.8	87.7	98.2
	高等専門学校	3	0	3	0	0	3	3
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	専修学校	32	14	17	1	0	31	32
		100.0	43.8	53.1	3.1	0.0	96.9	100.0
喫 煙 場 所 有 無 別	各種学校	33	7	21	3	2	28	31
		100.0	21.2	63.6	9.1	6.1	84.8	93.9
	屋内喫煙場所なし	5,318	889	3,313	881	235	4,202	5,083
		100.0	16.7	62.3	16.6	4.4	79.0	95.6
	屋内喫煙場所あり	7	2	4	1	0	6	7
		100.0	28.6	57.1	14.3	0.0	85.7	100.0
	屋外喫煙場所なし	5,283	885	3,289	875	234	4,174	5,049
		100.0	16.8	62.3	16.6	4.4	79.0	95.6
喫 煙 場 所 有 無 別	屋外喫煙場所あり	42	6	28	7	1	34	41
		100.0	14.3	66.7	16.7	2.4	81.0	97.6
	屋内外問わず喫煙場所 なし	5,280	884	3,287	875	234	4,171	5,046
		100.0	16.7	62.3	16.6	4.4	79.0	95.6
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内外問わず喫煙場所 あり	45	7	30	7	1	37	44
		100.0	15.6	66.7	15.6	2.2	82.2	97.8

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差



Q7.東京都受動喫煙防止条例の認知度（クロス集計）

- ・施設種別と喫煙場所有無別ともに、「だいたい理解している」がそれぞれ最も高い割合だった。
- ・施設種別でみると、『理解度』は最も高い「小学校」87.9%と、最も低い「小規模保育事業所」58.5%で3割弱（29.4ポイント）の差があり、「小学校」より校種が上の施設（「各種学校」を除く）ではやや高いが、それ以外の施設ではやや低い傾向がみられる。
- ・喫煙場所有無別でみると、大きな差や傾向はみられない。

		n (%)	内容までよく 理解している	だいたい理 解している	名前だけは 知っている	名前を聞い たことがな い・わから ない	理解度 (内容まで理解 +だいたい理解の 計)	認知度 (内容まで理解 +だいたい理解+ 名前だけは知って いるの計)
全 体		5,325	818	3,056	1,031	420	3,874	4,905
		100.0	15.4	57.4	19.4	7.9	72.8	92.1
施 設 種 別	認可保育所	1,698	161	984	392	161	1,145	1,537
		100.0	9.5	58.0	23.1	9.5	67.4	90.5
	認証保育所	200	15	105	51	29	120	171
		100.0	7.5	52.5	25.5	14.5	60.0	85.5
	認可外保育施設	616	83	307	146	80	390	536
		100.0	13.5	49.8	23.7	13.0	63.3	87.0
	家庭的保育事業所	6	1	2	2	1	3	5
		100.0	16.7	33.3	33.3	16.7	50.0	83.3
	小規模保育事業所	272	13	146	79	34	159	238
		100.0	4.8	53.7	29.0	12.5	58.5	87.5
	事業所内保育事業所	20	2	12	5	1	14	19
		100.0	10.0	60.0	25.0	5.0	70.0	95.0
	認定こども園	49	7	29	7	6	36	43
		100.0	14.3	59.2	14.3	12.2	73.5	87.8
	幼稚園	594	63	326	157	48	389	546
		100.0	10.6	54.9	26.4	8.1	65.5	91.9
	小学校	894	202	584	81	27	786	867
		100.0	22.6	65.3	9.1	3.0	87.9	97.0
	中学校	529	155	305	54	15	460	514
		100.0	29.3	57.7	10.2	2.8	87.0	97.2
	義務教育学校	7	1	6	0	0	7	7
		100.0	14.3	85.7	0.0	0.0	100.0	100.0
	高等学校	309	84	174	41	10	258	299
		100.0	27.2	56.3	13.3	3.2	83.5	96.8
	中等教育学校	6	2	4	0	0	6	6
		100.0	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	100.0
	特別支援学校	57	10	40	5	2	50	55
		100.0	17.5	70.2	8.8	3.5	87.7	96.5
	高等専門学校	3	0	3	0	0	3	3
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	専修学校	32	13	13	4	2	26	30
		100.0	40.6	40.6	12.5	6.3	81.3	93.8
	各種学校	33	6	16	7	4	22	29
		100.0	18.2	48.5	21.2	12.1	66.7	87.9
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	816	3,053	1,029	420	3,869	4,898
		100.0	15.3	57.4	19.3	7.9	72.8	92.1
	屋内喫煙場所あり	7	2	3	2	0	5	7
		100.0	28.6	42.9	28.6	0.0	71.4	100.0
	屋外喫煙場所なし	5,283	811	3,033	1,021	418	3,844	4,865
		100.0	15.4	57.4	19.3	7.9	72.8	92.1
	屋外喫煙場所あり	42	7	23	10	2	30	40
		100.0	16.7	54.8	23.8	4.8	71.4	95.2
	屋内外問わず喫煙場所 なし	5,280	810	3,031	1,021	418	3,841	4,862
		100.0	15.3	57.4	19.3	7.9	72.7	92.1
	屋内外問わず喫煙場所 あり	45	8	25	10	2	33	43
		100.0	17.8	55.6	22.2	4.4	73.3	95.6

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

+10ポイント以上

-10ポイント以下

Q8.屋内の喫煙室等の有無（クロス集計）

・施設種別でみると、全体と同様で、「ない」がそれぞれ 100%近くと、高い割合だった。

・喫煙場所有無別でみると、「屋外喫煙場所あり」の施設のうち約 1 割（9.5%）が（屋内喫煙場所）「あり」であった。

		n (%)	ない	ある
全 体		5,325	5,318	7
		100.0	99.9	0.1
施 設 種 別	認可保育所	1,698	1,697	1
		100.0	99.9	0.1
	認証保育所	200	200	0
		100.0	100.0	0.0
	認可外保育施設	616	614	2
		100.0	99.7	0.3
	家庭的保育事業所	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	小規模保育事業所	272	272	0
		100.0	100.0	0.0
	事業所内保育事業所	20	20	0
		100.0	100.0	0.0
	認定こども園	49	49	0
		100.0	100.0	0.0
	幼稚園	594	592	2
		100.0	99.7	0.3
	小学校	894	894	0
		100.0	100.0	0.0
	中学校	529	528	1
		100.0	99.8	0.2
	義務教育学校	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
喫 煙 場 所 有 無 別	高等学校	309	308	1
		100.0	99.7	0.3
	中等教育学校	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	特別支援学校	57	57	0
		100.0	100.0	0.0
	高等専門学校	3	3	0
		100.0	100.0	0.0
	専修学校	32	32	0
		100.0	100.0	0.0
	各種学校	33	33	0
		100.0	100.0	0.0
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	5,318	0
		100.0	100.0	0.0
	屋内喫煙場所あり	7	0	7
		100.0	0.0	100.0
	屋外喫煙場所なし	5,283	5,280	3
		100.0	99.9	0.1
	屋外喫煙場所あり	42	38	4
		100.0	90.5	9.5
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内外問わず喫煙場所なし	5,280	5,280	0
		100.0	100.0	0.0
	屋内外問わず喫煙場所あり	45	38	7
		100.0	84.4	15.6

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

+10ポイント以上 -10ポイント以下

Q9.屋外の喫煙場所の有無（クロス集計）

・施設種別は「ない」がそれぞれ 100%近くと、高い割合だったが、「専修学校」（ない：90.6%、ある：9.4%）及び「各種学校」（ない：93.9%、ある：6.1%）でわずかに「ある」の割合が高かった。

		n (%)	ない	ある
全 体		5,325	5,283	42
		100.0	99.2	0.8
施設 種 別	認可保育所	1,698	1,694	4
		100.0	99.8	0.2
	認証保育所	200	199	1
		100.0	99.5	0.5
	認可外保育施設	616	608	8
		100.0	98.7	1.3
	家庭的保育事業所	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	小規模保育事業所	272	270	2
		100.0	99.3	0.7
	事業所内保育事業所	20	20	0
		100.0	100.0	0.0
	認定こども園	49	49	0
		100.0	100.0	0.0
	幼稚園	594	589	5
		100.0	99.2	0.8
	小学校	894	891	3
		100.0	99.7	0.3
	中学校	529	522	7
		100.0	98.7	1.3
	義務教育学校	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
	高等学校	309	302	7
		100.0	97.7	2.3
	中等教育学校	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	特別支援学校	57	57	0
		100.0	100.0	0.0
	高等専門学校	3	3	0
		100.0	100.0	0.0
	専修学校	32	29	3
		100.0	90.6	9.4
	各種学校	33	31	2
		100.0	93.9	6.1
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	5,280	38
		100.0	99.3	0.7
	屋内喫煙場所あり	7	3	4
		100.0	42.9	57.1
	屋外喫煙場所なし	5,283	5,283	0
		100.0	100.0	0.0
	屋外喫煙場所あり	42	0	42
		100.0	0.0	100.0
	屋内外問わず喫煙場所 なし	5,280	5,280	0
		100.0	100.0	0.0
	屋内外問わず喫煙場所 あり	45	3	42
		100.0	6.7	93.3

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

+10ポイント以上 -10ポイント以下

参考：屋内外問わず喫煙場所の有無（クロス集計）

・Q8とQ9の喫煙場所の有無について、「屋内」と「屋外」を分けずに集計すると、全体では「ない」が99.2%と非常に高い割合だった。

		n (%)	ない	ある
全 体		5,325	5,280	45
		100.0	99.2	0.8
施設 種 別	認可保育所	1,698	1,693	5
		100.0	99.7	0.3
	認証保育所	200	199	1
		100.0	99.5	0.5
	認可外保育施設	616	608	8
		100.0	98.7	1.3
	家庭的保育事業所	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	小規模保育事業所	272	270	2
		100.0	99.3	0.7
	事業所内保育事業所	20	20	0
		100.0	100.0	0.0
	認定こども園	49	49	0
		100.0	100.0	0.0
	幼稚園	594	588	6
		100.0	99.0	1.0
	小学校	894	891	3
		100.0	99.7	0.3
	中学校	529	521	8
		100.0	98.5	1.5
喫 煙 場 所 有 無 別	義務教育学校	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
	高等学校	309	302	7
		100.0	97.7	2.3
	中等教育学校	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	特別支援学校	57	57	0
		100.0	100.0	0.0
	高等専門学校	3	3	0
		100.0	100.0	0.0
	専修学校	32	29	3
		100.0	90.6	9.4
	各種学校	33	31	2
		100.0	93.9	6.1
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	5,280	38
		100.0	99.3	0.7
	屋内喫煙場所あり	7	0	7
		100.0	0.0	100.0
	屋外喫煙場所なし	5,283	5,280	3
		100.0	99.9	0.1
	屋外喫煙場所あり	42	0	42
		100.0	0.0	100.0
屋内外問わず喫煙場所 有無別	屋内外問わず喫煙場所 なし	5,280	5,280	0
		100.0	100.0	0.0
屋内外問わず喫煙場所 有無別	屋内外問わず喫煙場所 あり	45	0	45
		100.0	0.0	100.0

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

+10ポイント以上

-10ポイント以下

Q11.第一種施設における屋内完全禁煙の認知度（クロス集計）

- ・施設種別と喫煙場所有無別ともに、「知っている」が概ね 8 割台半ばを超え、高い割合だった。
- ・施設種別でみると、「小学校」より校種が上の施設（「各種学校」を除く）以外で、「知らなかった」の割合がやや高い傾向がみられる。
- ・喫煙場所有無別でみると、「喫煙場所なし」「喫煙場所あり」にかかわらず「知っている」が 90%を超えていたが、「屋内喫煙場所あり」では「知っている」が 7 施設中 6 施設と約 85%であった。

		n (%)	知っている	知らなかった
全 体		5,325	4,899	426
		100.0	92.0	8.0
施設 種 別	認可保育所	1,698	1,540	158
		100.0	90.7	9.3
	認証保育所	200	174	26
		100.0	87.0	13.0
	認可外保育施設	616	543	73
		100.0	88.1	11.9
	家庭的保育事業所	6	4	2
		100.0	66.7	33.3
	小規模保育事業所	272	238	34
		100.0	87.5	12.5
	事業所内保育事業所	20	17	3
		100.0	85.0	15.0
	認定こども園	49	42	7
		100.0	85.7	14.3
	幼稚園	594	535	59
		100.0	90.1	9.9
	小学校	894	866	28
		100.0	96.9	3.1
	中学校	529	511	18
		100.0	96.6	3.4
	義務教育学校	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
	高等学校	309	298	11
		100.0	96.4	3.6
	中等教育学校	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	特別支援学校	57	56	1
		100.0	98.2	1.8
	高等専門学校	3	3	0
		100.0	100.0	0.0
	専修学校	32	31	1
		100.0	96.9	3.1
	各種学校	33	28	5
		100.0	84.8	15.2
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	4,893	425
		100.0	92.0	8.0
	屋内喫煙場所あり	7	6	1
		100.0	85.7	14.3
	屋外喫煙場所なし	5,283	4,861	422
		100.0	92.0	8.0
喫 煙 場 所 有 無 別	屋外喫煙場所あり	42	38	4
		100.0	90.5	9.5
	屋内外問わず喫煙場所なし	5,280	4,858	422
		100.0	92.0	8.0
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内外問わず喫煙場所あり	45	41	4
		100.0	91.1	8.9

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差 +10ポイント以上 -10ポイント以下

Q12. 保育所等に対する特定屋外喫煙場所の非設置（努力義務）の認知度（クロス集計）

- ・施設種別と喫煙場所有無別ともに、「知っている」がそれぞれ高い割合だった。
- ・施設種別でみると、「知っている」の割合は、最も高い「専修学校」96.9%と、最も低い「各種学校」63.6%で 3 割を超える（33.3 ポイント）差があり、「小学校」より校種が上の施設（「各種学校」を除く）ではやや高いが、それ以外の施設ではやや低い傾向がみられる。
- ・喫煙場所有無別でみると、「知っている」は、屋内・屋外・屋内外問わず「喫煙場所なし」がそれぞれ約 88%であるのに対し、屋外・屋内外問わず「喫煙場所あり」では約 7 割、「屋内喫煙場所あり」では約 5 割と、「喫煙場所あり」の方が「喫煙場所なし」よりも割合が 10 ポイント以上下回る結果となった。

		n (%)	知っている	知らなかった
全 体		5,325	4,678	647
		100.0	87.8	12.2
施設 種 別	認可保育所	1,698	1,456	242
		100.0	85.7	14.3
	認証保育所	200	157	43
		100.0	78.5	21.5
	認可外保育施設	616	501	115
		100.0	81.3	18.7
	家庭的保育事業所	6	4	2
		100.0	66.7	33.3
	小規模保育事業所	272	206	66
		100.0	75.7	24.3
	事業所内保育事業所	20	14	6
		100.0	70.0	30.0
	認定こども園	49	41	8
		100.0	83.7	16.3
	幼稚園	594	505	89
		100.0	85.0	15.0
	小学校	894	865	29
		100.0	96.8	3.2
	中学校	529	512	17
		100.0	96.8	3.2
	義務教育学校	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
	高等学校	309	295	14
		100.0	95.5	4.5
	中等教育学校	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	特別支援学校	57	54	3
		100.0	94.7	5.3
	高等専門学校	3	3	0
		100.0	100.0	0.0
	専修学校	32	31	1
		100.0	96.9	3.1
	各種学校	33	21	12
		100.0	63.6	36.4
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	4,674	644
		100.0	87.9	12.1
	屋内喫煙場所あり	7	4	3
		100.0	57.1	42.9
	屋外喫煙場所なし	5,283	4,648	635
		100.0	88.0	12.0
	屋外喫煙場所あり	42	30	12
		100.0	71.4	28.6
	屋内外問わず喫煙場所なし	5,280	4,645	635
		100.0	88.0	12.0
	屋内外問わず喫煙場所あり	45	33	12
		100.0	73.3	26.7

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答割合との比率の差

+10ポイント以上 -10ポイント以下

Q13.保育所・学校等以外の施設の特定屋外喫煙場所の設置非推奨の認知度（クロス集計）

・施設種別と喫煙場所有無別ともに、「知っている」がそれぞれ高い割合だったが、「各種学校」のみ「知らなかった」の割合が高かった。

・施設種別の「知っている」でみると、全体より10ポイント以上高い施設として、主に「小学校」86.9%、「中学校」84.1%、「特別支援学校」89.5%、「専修学校」84.4%がある。割合が最も高い「特別支援学校」89.5%と、最も低い「各種学校」48.5%では4割（41ポイント）の差があり、概ね「小学校」より校種が上の施設（「各種学校」を除く）では高いが、それ以外の施設では低い傾向がみられる。

・喫煙場所有無別でみると、「知っている」は、差は大きくないが「屋内外問わず喫煙場所なし」73.6%が「屋内外問わず喫煙場所あり」66.7%より6.9ポイント高く、屋内・屋外それぞれ「喫煙場所なし」の方が「喫煙場所あり」よりも割合がやや高い傾向がみられる。

・「屋外喫煙場所あり」のうち64.3%が「知っている」と回答している。

		n (%)	知っている	知らなかった
全 体		5,325	3,918	1,407
		100.0	73.6	26.4
施設 種 別	認可保育所	1,698	1,169	529
		100.0	68.8	31.2
	認証保育所	200	126	74
		100.0	63.0	37.0
	認可外保育施設	616	424	192
		100.0	68.8	31.2
	家庭的保育事業所	6	4	2
		100.0	66.7	33.3
	小規模保育事業所	272	161	111
		100.0	59.2	40.8
	事業所内保育事業所	20	12	8
		100.0	60.0	40.0
	認定こども園	49	37	12
		100.0	75.5	24.5
	幼稚園	594	407	187
		100.0	68.5	31.5
	小学校	894	777	117
		100.0	86.9	13.1
	中学校	529	445	84
		100.0	84.1	15.9
	義務教育学校	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
	高等学校	309	246	63
		100.0	79.6	20.4
	中等教育学校	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	特別支援学校	57	51	6
		100.0	89.5	10.5
	高等専門学校	3	3	0
		100.0	100.0	0.0
	専修学校	32	27	5
		100.0	84.4	15.6
	各種学校	33	16	17
		100.0	48.5	51.5
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	3,914	1,404
		100.0	73.6	26.4
	屋内喫煙場所あり	7	4	3
		100.0	57.1	42.9
	屋外喫煙場所なし	5,283	3,891	1,392
		100.0	73.7	26.3
	屋外喫煙場所あり	42	27	15
		100.0	64.3	35.7
	屋内外問わず喫煙場所 なし	5,280	3,888	1,392
		100.0	73.6	26.4
	屋内外問わず喫煙場所 あり	45	30	15
		100.0	66.7	33.3

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

Q14.特定屋外喫煙場所設置時の要件の認知度（クロス集計）

- ・施設種別と喫煙場所有無別ともに、「知っている」がそれぞれ高い割合だった。
- ・施設種別の「知っている」でみると、全体より10ポイント以上高い施設として、主に「小学校」79.3%、「中学校」76.4%、「専修学校」84.4%がある。割合が最も高い「専修学校」84.4%と最も低い「小規模保育事業所」50.4%では3割台半ば（34ポイント）の差があり、「小学校」より校種が上の施設（「各種学校」を除く）では高いが、それ以外の施設では低い傾向がみられる。
- ・「喫煙場所有無別」の「知っている」の割合は、大きな差とまではいえないが、「喫煙場所なし」よりも「喫煙場所あり」の方がそれぞれ高い傾向にある。
- ・「屋外喫煙場所あり」のうち66.7%が「知っている」と回答している。

		n (%)	知っている	知らなかった
全 体		5,325	3,450	1,875
		100.0	64.8	35.2
施 設 種 別	認可保育所	1,698	991	707
		100.0	58.4	41.6
	認証保育所	200	109	91
		100.0	54.5	45.5
	認可外保育施設	616	373	243
		100.0	60.6	39.4
	家庭的保育事業所	6	3	3
		100.0	50.0	50.0
	小規模保育事業所	272	137	135
		100.0	50.4	49.6
	事業所内保育事業所	20	12	8
		100.0	60.0	40.0
	認定こども園	49	29	20
		100.0	59.2	40.8
	幼稚園	594	358	236
		100.0	60.3	39.7
	小学校	894	709	185
		100.0	79.3	20.7
	中学校	529	404	125
		100.0	76.4	23.6
	義務教育学校	7	6	1
		100.0	85.7	14.3
	高等学校	309	224	85
		100.0	72.5	27.5
	中等教育学校	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	特別支援学校	57	41	16
		100.0	71.9	28.1
	高等専門学校	3	3	0
		100.0	100.0	0.0
	専修学校	32	27	5
		100.0	84.4	15.6
	各種学校	33	18	15
		100.0	54.5	45.5
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	3,444	1,874
		100.0	64.8	35.2
	屋内喫煙場所あり	7	6	1
		100.0	85.7	14.3
	屋外喫煙場所なし	5,283	3,422	1,861
		100.0	64.8	35.2
	屋外喫煙場所あり	42	28	14
		100.0	66.7	33.3
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内外問わず喫煙場所なし	5,280	3,419	1,861
		100.0	64.8	35.2
	屋内外問わず喫煙場所あり	45	31	14
		100.0	68.9	31.1

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

+10ポイント以上 -10ポイント以下

Q15.加熱式たばこの規制認知度（クロス集計）

- ・施設種別と喫煙場所有無別ともに、「知っている」がそれぞれ高い割合だった。
- ・施設種別でみると、「知っている」は、全体より10ポイント以上高い施設として、「中学校」92.6%、「専修学校」93.8%がある。割合が最も高い「専修学校」93.8%と最も低い「事業所内保育事業所」70.0%では2割台半ば（23.8ポイント）の差があり、「小学校」より校種が上の施設では高いが、それ以外の施設（「認定こども園」を除く）では低い傾向がみられる。
- ・喫煙場所有無別でみると、「知っている」の割合は、差は大きくないが「屋内外問わず喫煙場所あり」88.9%が「屋内外問わず喫煙場所なし」82.0%より6.9ポイント高く、「喫煙場所あり」の方が「喫煙場所なし」よりもそれぞれやや高い傾向にある。

		n (%)	知っている	知らなかった
全 体		5,325	4,367	958
		100.0	82.0	18.0
施 設 種 別	認可保育所	1,698	1,344	354
		100.0	79.2	20.8
	認証保育所	200	155	45
		100.0	77.5	22.5
	認可外保育施設	616	474	142
		100.0	76.9	23.1
	家庭的保育事業所	6	4	2
		100.0	66.7	33.3
	小規模保育事業所	272	197	75
		100.0	72.4	27.6
	事業所内保育事業所	20	14	6
		100.0	70.0	30.0
	認定こども園	49	42	7
		100.0	85.7	14.3
	幼稚園	594	437	157
		100.0	73.6	26.4
	小学校	894	802	92
		100.0	89.7	10.3
	中学校	529	490	39
		100.0	92.6	7.4
	義務教育学校	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
	高等学校	309	282	27
		100.0	91.3	8.7
	中等教育学校	6	6	0
		100.0	100.0	0.0
	特別支援学校	57	50	7
		100.0	87.7	12.3
	高等専門学校	3	3	0
		100.0	100.0	0.0
	専修学校	32	30	2
		100.0	93.8	6.3
	各種学校	33	30	3
		100.0	90.9	9.1
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318	4,360	958
		100.0	82.0	18.0
	屋内喫煙場所あり	7	7	0
		100.0	100.0	0.0
	屋外喫煙場所なし	5,283	4,330	953
		100.0	82.0	18.0
	屋外喫煙場所あり	42	37	5
		100.0	88.1	11.9
	屋内外問わず喫煙場所 なし	5,280	4,327	953
		100.0	82.0	18.0
	屋内外問わず喫煙場所 あり	45	40	5
		100.0	88.9	11.1

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差 +10ポイント以上 -10ポイント以下

Q16-1.喫煙場所の非設置の理由【複数回答】（クロス集計） ※Q8 及び Q9 でいずれも 1「ない」を選んだ場合のみ

・施設種別でみると、「健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため」は、割合が最も高い「中学校」86.0%と最も低い「認証保育所」28.6%で 5 割台後半（57.4 ポイント）の差があり、特に、「小学校」「中学校」「義務教育学校」「高等学校」「中等教育学校」「特別支援学校」で高い傾向にある。また、「施設利用者・保護者の受動喫煙による健康被害を防ぐため」はどの施設も比較的高い傾向にある。

		n (%)	健康増進法・ 東京都受動 喫煙防止条 例で受動喫煙 対策が必要に なったため	施設利用者・ 保護者の受動 喫煙による健 康影響を防ぐ ため	施設利用者・ 保護者からの 要望があったた め	従業員の受動 喫煙による健 康影響を防ぐ ため	従業員からの 要望があったた め	近隣住民から の要望があつ たため	その他
全 体		5,280	2,882	3,812	229	2,039	119	96	1,082
		100.0	54.6	72.2	4.3	38.6	2.3	1.8	20.5
施 設 種 別	認可保育所	1,693	746	1,266	54	617	23	15	407
		100.0	44.1	74.8	3.2	36.4	1.4	0.9	24.0
	認証保育所	199	57	144	5	64	5	2	69
		100.0	28.6	72.4	2.5	32.2	2.5	1.0	34.7
	認可外保育施設	608	185	403	20	220	10	5	204
		100.0	30.4	66.3	3.3	36.2	1.6	0.8	33.6
	家庭的保育事業所	6	3	2	0	1	0	0	2
		100.0	50.0	33.3	0.0	16.7	0.0	0.0	33.3
	小規模保育事業所	270	85	171	8	101	3	1	110
		100.0	31.5	63.3	3.0	37.4	1.1	0.4	40.7
	事業所内保育事業所	20	6	12	2	10	1	0	7
		100.0	30.0	60.0	10.0	50.0	5.0	0.0	35.0
	認定こども園	49	22	33	1	17	0	0	14
		100.0	44.9	67.3	2.0	34.7	0.0	0.0	28.6
	幼稚園	588	228	433	22	224	9	5	142
		100.0	38.8	73.6	3.7	38.1	1.5	0.9	24.1
	小学校	891	756	697	68	382	35	44	62
		100.0	84.8	78.2	7.6	42.9	3.9	4.9	7.0
	中学校	521	448	371	30	210	17	17	30
		100.0	86.0	71.2	5.8	40.3	3.3	3.3	5.8
	義務教育学校	7	6	5	0	4	0	0	1
		100.0	85.7	71.4	0.0	57.1	0.0	0.0	14.3
喫 煙 場 所 有 無 別	高等学校	302	251	190	12	142	12	4	18
		100.0	83.1	62.9	4.0	47.0	4.0	1.3	6.0
	中等教育学校	6	6	5	1	5	1	1	0
		100.0	100.0	83.3	16.7	83.3	16.7	16.7	0.0
	特別支援学校	57	47	38	2	20	2	1	5
		100.0	82.5	66.7	3.5	35.1	3.5	1.8	8.8
	高等専門学校	3	2	2	1	0	0	0	0
		100.0	66.7	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	専修学校	29	17	22	2	13	1	1	4
		100.0	58.6	75.9	6.9	44.8	3.4	3.4	13.8
喫 煙 場 所 有 無 別	各種学校	31	17	18	1	9	0	0	7
		100.0	54.8	58.1	3.2	29.0	0.0	0.0	22.6
	屋内喫煙場所なし	5,280	2,882	3,812	229	2,039	119	96	1,082
		100.0	54.6	72.2	4.3	38.6	2.3	1.8	20.5
	屋内喫煙場所あり	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-
	屋外喫煙場所なし	5,280	2,882	3,812	229	2,039	119	96	1,082
		100.0	54.6	72.2	4.3	38.6	2.3	1.8	20.5
喫 煙 場 所 有 無 別	屋外喫煙場所あり	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-
	屋内外問わず喫煙場所 なし	5,280	2,882	3,812	229	2,039	119	96	1,082
		100.0	54.6	72.2	4.3	38.6	2.3	1.8	20.5
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内外問わず喫煙場所 あり	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-

・太枠は各施設種別、各喫煙場所無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差 +10ポイント以上 -10ポイント以下

Q16-2.喫煙場所設置の理由【複数回答】（クロス集計） ※Q8 または Q9 のいずれかで 2「ある」を選んだ場合のみ

・喫煙場所有無別でみると、屋外・屋内外問わず「喫煙場所あり」では、「もともと喫煙場所を設置していたため」が最も高く、次いで「従業員からの要望があったため」であった。

・「屋内喫煙場所あり」でも、「もともと喫煙場所を設置していたため」が最も高いが、次いで「従業員からの要望があったため」と「施設の長や従業員に喫煙者がいるため」が同率で続いた。

		n (%)	施設利用者・保護者からの要望があったため	従業員からの要望があったため	近隣住民からの要望があったため	もともと喫煙場所を設置していたため	施設の長や従業員に喫煙者がいるため	近隣の路上等での従業員の喫煙を防ぐため	その他
全 体		45	6	14	1	23	8	10	9
		100.0	13.3	31.1	2.2	51.1	17.8	22.2	20.0
施 設 種 別	認可保育所	5	1	1	0	3	0	0	2
		100.0	20.0	20.0	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0
	認証保育所	1	0	0	0	0	0	0	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	認可外保育施設	8	1	2	0	3	0	2	3
		100.0	12.5	25.0	0.0	37.5	0.0	25.0	37.5
	家庭的保育事業所	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-
	小規模保育事業所	2	0	1	0	0	0	1	1
		100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	事業所内保育事業所	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-
	認定こども園	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	6	0	0	0	3	1	1	1
		100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	16.7	16.7	16.7
	小学校	3	0	1	0	3	0	1	0
		100.0	0.0	33.3	0.0	100.0	0.0	33.3	0.0
	中学校	8	1	2	0	4	4	1	0
		100.0	12.5	25.0	0.0	50.0	50.0	12.5	0.0
	義務教育学校	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高等学校	7	1	4	0	2	2	2	1
		100.0	14.3	57.1	0.0	28.6	28.6	28.6	14.3
	中等教育学校	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-
	特別支援学校	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-
	高等専門学校	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-
	専修学校	3	2	3	1	3	1	2	0
		100.0	66.7	100.0	33.3	100.0	33.3	66.7	0.0
	各種学校	2	0	0	0	2	0	0	0
		100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	38	4	11	1	19	5	9	8
		100.0	10.5	28.9	2.6	50.0	13.2	23.7	21.1
	屋内喫煙場所あり	7	2	3	0	4	3	1	1
		100.0	28.6	42.9	0.0	57.1	42.9	14.3	14.3
	屋外喫煙場所なし	3	1	0	0	1	2	0	1
		100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	33.3
	屋外喫煙場所あり	42	5	14	1	22	6	10	8
		100.0	11.9	33.3	2.4	52.4	14.3	23.8	19.0
	屋内外問わず喫煙場所なし	0	-	-	-	-	-	-	-
		0.0	-	-	-	-	-	-	-
	屋内外問わず喫煙場所あり	45	6	14	1	23	8	10	9
		100.0	13.3	31.1	2.2	51.1	17.8	22.2	20.0

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で（「その他」を除く）最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

+10ポイント以上 -10ポイント以下

Q18.屋内完全禁煙とする予定の理由【複数回答】（クロス集計） ※Q8 で 2「ある」を選んだ場合のみ

- ・施設種別、喫煙場所有無別の他に前問の屋内完全禁煙とする予定でもクロス集計した（各項目の回答数が非常に少ないため参考として掲載する）。
- ・屋内完全禁煙予定別でみると、「すぐに禁煙にする」は「健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が定められているため」と「その他」のみに回答があったが、「未定」ではそれ以外にも回答があった。

	n (%)	健康増進 法・東京都 受動喫煙防 止条例で受 動喫煙対策 が定められて いるため	施設利用 者・保護者の 受動喫煙に よる健康影 響を防ぐため	施設利用 者・保護者か らの要望があ るため	従業員の受 動喫煙による 健康影響を 防ぐため	従業員からの 要望があるた め	近隣住民か らの要望があ るため	その他
全 体	7 100.0	2 28.6	2 28.6	1 14.3	2 28.6	3 42.9	0 0.0	2 28.6
施設 種 別	認可保育所	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
	認証保育所	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	家庭的保育事業所	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	小規模保育事業所	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	事業所内保育事業所	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	認定こども園	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
	小学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	中学校	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
	義務教育学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	高等学校	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
	中等教育学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	特別支援学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	高等専門学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	専修学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	各種学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	屋内喫煙場所あり	7 100.0	2 28.6	2 28.6	1 14.3	2 28.6	3 42.9	0 0.0
	屋外喫煙場所なし	3 100.0	1 33.3	2 66.7	1 33.3	2 66.7	1 33.3	0 0.0
	屋外喫煙場所あり	4 100.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0
	屋内外問わず喫煙場所 なし	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	屋内外問わず喫煙場所 あり	7 100.0	2 28.6	2 28.6	1 14.3	2 28.6	3 42.9	0 0.0
屋 内 完 全 禁 煙 予 定 別	すぐに禁煙にする	3 100.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7
	時期は未定だが禁煙にする	0 0.0	-	-	-	-	-	-
	未定	4 100.0	1 25.0	2 50.0	1 25.0	2 50.0	3 75.0	0 0.0

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で（「その他」を除く）最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

+10ポイント以上 -10ポイント以下

＜「その他」自由記述の内容＞
（屋内完全禁煙予定別）

「すぐに禁煙にする」

・専用室はなく外で屋根のあるところ
で吸っている人はいる。

・ない。

Q20.屋外完全禁煙とする予定の理由【複数回答】（クロス集計） ※Q9 で 2「ある」を選んだ場合のみ

・喫煙場所有無別でみると、「屋内喫煙場所なし」が「健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が定められているため」と「施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため」ともに 39.5%であった。

・前問の屋外完全禁煙とする予定別でみると、「すぐに禁煙にする」「時期は未定だが禁煙にする」では「健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が定められているため」がそれぞれ 55.6%、61.5%と最も割合が高い。一方、「未定」は「従業員からの要望があるため」が 55.0%と最も高かった。

		n (%)	健康増進 法・東京都 受動喫煙防 止条例で受 動喫煙対策 が定められて いるため	施設利用 者・保護者の 受動喫煙に よる健康影 響を防ぐため	施設利用 者・保護者か らの要望があ るため	従業員の受 動喫煙による 健康影響を 防ぐため	従業員からの 要望があるた め	近隣住民か らの要望があ るため	その他
全 体		42 100.0	17 40.5	15 35.7	7 16.7	10 23.8	13 31.0	2 4.8	5 11.9
施 設 種 別	認可保育所	4 100.0	1 25.0	3 75.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	認証保育所	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	認可外保育施設	8 100.0	2 25.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5	1 12.5	0 0.0	2 25.0
	家庭的保育事業所	0 0.0	-	-	-	-	-	-	-
	小規模保育事業所	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	事業所内保育事業所	0 0.0	-	-	-	-	-	-	-
	認定こども園	0 0.0	-	-	-	-	-	-	-
	幼稚園	5 100.0	3 60.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0
	小学校	3 100.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	1 33.3	2 66.7	0 0.0	0 0.0
	中学校	7 100.0	5 71.4	2 28.6	3 42.9	2 28.6	3 42.9	0 0.0	0 0.0
	義務教育学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-	-
	高等学校	7 100.0	2 28.6	3 42.9	1 14.3	1 14.3	4 57.1	0 0.0	0 0.0
	中等教育学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-	-
	特別支援学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-	-
	高等専門学校	0 0.0	-	-	-	-	-	-	-
	専修学校	3 100.0	2 66.7	3 100.0	1 33.3	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0
	各種学校	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	38 100.0	15 39.5	15 39.5	7 18.4	10 26.3	11 28.9	2 5.3	5 13.2
	屋内喫煙場所あり	4 100.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0
	屋外喫煙場所なし	0 0.0	-	-	-	-	-	-	-
	屋外喫煙場所あり	42 100.0	17 40.5	15 35.7	7 16.7	10 23.8	13 31.0	2 4.8	5 11.9
	屋内外問わず喫煙場所 なし	0 0.0	-	-	-	-	-	-	-
	屋内外問わず喫煙場所 あり	42 100.0	17 40.5	15 35.7	7 16.7	10 23.8	13 31.0	2 4.8	5 11.9
屋 外 完 全 禁 煙 予 定 別	すぐに禁煙にする	9 100.0	5 55.6	4 44.4	2 22.2	3 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	時期は未定だが禁煙にする	13 100.0	8 61.5	7 53.8	4 30.8	3 23.1	2 15.4	0 0.0	1 7.7
	未定	20 100.0	4 20.0	4 20.0	1 5.0	4 20.0	11 55.0	2 10.0	4 20.0

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で（「その他」を除く）最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

+10ポイント以上 -10ポイント以下

<「その他」自由記述の内容>

（屋外完全禁煙予定別）

「時期は未定だが禁煙にする」

・委託契約の見直し等、様々な課題が生じるため。

「未定」

・ショッピングモールの管理会社が判断するため。

・精神科病院として患者の喫煙欲求と病気に起因するストレスを軽減させる手段を検討しているため。

・業務委託施設のためこちらでは分かりかねる。

・喫煙希望者と禁煙希望者での各要望不一致のため、まだ話し合いができていない。

Q21.法・条例制度内容の情報認知経路【複数回答】（クロス集計）

・施設種別で、全体より10ポイント以上差のあるものを列挙すると下記のとおりとなった。

○「認可外保育施設」

低い：「東京都の広報誌、情報番組」25.5%（11.4ポイント低）

○「小規模保育事業所」

高い：「駅や街中のポスター・デジタルサイネージなど」26.5%（11.5ポイント高）

低い：「東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター」25.7%（11.7ポイント低）

○「事業所内保育事業所」

高い：「特になし」20.0%（10.4ポイント高）

低い：「東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター」15.0%（22.4ポイント低）

「区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター」15.0%（17.3ポイント低）

「東京都の広報誌、情報番組」20.0%（16.9ポイント低）

「区市町村・保健所などの広報誌」15.0%（16.0ポイント低）

「東京都のホームページ」5.0%（15.0ポイント低）

「駅や街中のポスター・デジタルサイネージなど」5.0%（10.0ポイント低）

○「認定こども園」

低い：「区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター」18.4%（13.9ポイント低）

○「小学校」

高い：「東京都の広報誌、情報番組」51.6%（14.7ポイント高）

「区市町村・保健所などの広報誌」41.9%（10.9ポイント高）

○「中学校」

高い：「東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター」50.5%（13.1ポイント高）

○「高等学校」

高い：「東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター」49.8%（12.4ポイント高）

「東京都のホームページ」31.4%（11.4ポイント高）

低い：「区市町村・保健所などの広報誌」15.2%（15.8ポイント低）

「区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター」17.5%（14.8ポイント低）

○「特別支援学校」

高い：「東京都の広報誌、情報番組」47.4%（10.5ポイント高）

低い：「区市町村・保健所などの広報誌」10.5%（20.5ポイント低）

「区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター」15.8%（16.5ポイント低）

「区市町村・保健所などのホームページ」5.3%（12ポイント低）

次ページへ続く

Q21.法・条例制度内容の情報認知経路【複数回答】（クロス集計）考察の続き

○「専修学校」

高い：「加盟している団体」18.8%（13.2 ポイント高）

低い：「区市町村・保健所などの広報誌」18.8%（12.2 ポイント低）

「一般の新聞・雑誌」12.5%（10.1 ポイント低）

○「各種学校」

高い：「特になし」24.2%（14.6 ポイント高）

低い：「東京都の広報誌、情報番組」18.2%（18.7 ポイント低）

「区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター」21.2%（11.1 ポイント低）

なお、「小学校」は「東京都の広報誌、情報番組」が最も高い割合（51.6%）だが、「東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター」「区市町村・保健所などの広報誌」「区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター」がいずれも 40%台と比較的高い傾向を示している。

・喫煙場所有無別でみると、屋内外問わずの「喫煙場所あり」と「喫煙場所なし」とともに「東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター」が最も割合が高く、2 番目、3 番目に高いものも全体と同様だった。

Q21.法・条例制度内容の情報認知経路（クロス集計）表

1/2		n (%)	東京都受動喫煙対策相談窓口 (0570-069690) (もくもくゼロ)への問合せ	東京都の広報誌、情報番組	東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター	東京都のホームページ (とうきょう健康ステーション)	区市町村・保健所などの広報誌	区市町村・保健所などが作成するチラシ、リーフレット、ポスター	区市町村・保健所などのホームページ	東京都や区市町村が開催する事業者説明会、各種講習会など	国（厚生労働省）の情報（ホームページなど）
全 体		5,325 100.0	153 2.9	1,965 36.9	1,993 37.4	1,064 20.0	1,649 31.0	1,719 32.3	923 17.3	300 5.6	803 15.1
施設 種 別	認可保育所	1,698 100.0	42 2.5	592 34.9	603 35.5	285 16.8	575 33.9	600 35.3	314 18.5	75 4.4	236 13.9
	認証保育所	200 100.0	4 2.0	58 29.0	64 32.0	27 13.5	56 28.0	59 29.5	29 14.5	15 7.5	13 6.5
	認可外保育施設	616 100.0	15 2.4	157 25.5	170 27.6	106 17.2	131 21.3	143 23.2	103 16.7	17 2.8	86 14.0
	家庭的保育事業所	6 100.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0
	小規模保育事業所	272 100.0	7 2.6	79 29.0	70 25.7	30 11.0	64 23.5	72 26.5	40 14.7	7 2.6	27 9.9
	事業所内保育事業所	20 100.0	0 0.0	4 20.0	3 15.0	1 5.0	3 15.0	3 15.0	3 15.0	1 5.0	2 10.0
	認定こども園	49 100.0	1 2.0	16 32.7	14 28.6	9 18.4	14 28.6	9 18.4	10 20.4	3 6.1	11 22.4
	幼稚園	594 100.0	7 1.2	201 33.8	176 29.6	94 15.8	180 30.3	178 30.0	69 11.6	22 3.7	65 10.9
	小学校	894 100.0	38 4.3	461 51.6	417 46.6	253 28.3	375 41.9	374 41.8	222 24.8	84 9.4	174 19.5
	中学校	529 100.0	27 5.1	234 44.2	267 50.5	128 24.2	181 34.2	197 37.2	92 17.4	49 9.3	94 17.8
	義務教育学校	7 100.0	0 0.0	5 71.4	2 28.6	0 0.0	4 57.1	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0
	高等学校	309 100.0	6 1.9	111 35.9	154 49.8	97 31.4	47 15.2	54 17.5	26 8.4	19 6.1	72 23.3
	中等教育学校	6 100.0	0 0.0	2 33.3	2 33.3	2 33.3	0 0.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	2 33.3
	特別支援学校	57 100.0	3 5.3	27 47.4	25 43.9	16 28.1	6 10.5	9 15.8	3 5.3	4 7.0	9 15.8
	高等専門学校	3 100.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	専修学校	32 100.0	3 9.4	10 31.3	14 43.8	8 25.0	6 18.8	11 34.4	5 15.6	3 9.4	5 15.6
	各種学校	33 100.0	0 0.0	6 18.2	10 30.3	7 21.2	7 21.2	7 21.2	3 9.1	0 0.0	7 21.2
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318 100.0	153 2.9	1,962 36.9	1,991 37.4	1,064 20.0	1,649 31.0	1,717 32.3	923 17.4	300 5.6	802 15.1
	屋内喫煙場所あり	7 100.0	0 0.0	3 42.9	2 28.6	0 0.0	0 0.0	2 28.6	0 0.0	0 0.0	1 14.3
	屋外喫煙場所なし	5,283 100.0	152 2.9	1,951 36.9	1,978 37.4	1,054 20.0	1,638 31.0	1,706 32.3	916 17.3	300 5.7	793 15.0
	屋外喫煙場所あり	42 100.0	1 2.4	14 33.3	15 35.7	10 23.8	11 26.2	13 31.0	7 16.7	0 0.0	10 23.8
	屋内外問わず喫煙場所なし	5,280 100.0	152 2.9	1,950 36.9	1,977 37.4	1,054 20.0	1,638 31.0	1,705 32.3	916 17.3	300 5.7	793 15.0
	屋内外問わず喫煙場所あり	45 100.0	1 2.2	15 33.3	16 35.6	10 22.2	11 24.4	14 31.1	7 15.6	0 0.0	10 22.2

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答割合との比率の差

+10ポイント以上 -10ポイント以下

Q21.法・条例制度内容の情報認知経路（クロス集計）表の続き

2/2		n (%)	加盟している 団体（協会 や組合など） ※講習会や 機関紙 （誌）を含 む	業界紙 （誌）・専 門紙（誌）	同業者や近 隣施設からの 情報（口コ ミ）	一般の新聞・ 雑誌	テレビ・ラジオ （東京都の 情報番組を 除く）	インターネット （国・東京 都・区市町 村・保健所 のホームペー ジを除く）	駅や街中の ポスター・デジ タルサイネー ジなど	その他	特にな
全 体		5,325 100.0	300 5.6	145 2.7	285 5.4	1,205 22.6	1,369 25.7	1,074 20.2	797 15.0	82 1.5	512 9.6
施設 種 別	認可保育所	1,698 100.0	96 5.7	62 3.7	80 4.7	351 20.7	436 25.7	322 19.0	267 15.7	32 1.9	173 10.2
	認証保育所	200 100.0	9 4.5	4 2.0	14 7.0	41 20.5	56 28.0	42 21.0	39 19.5	2 1.0	18 9.0
	認可外保育施設	616 100.0	24 3.9	10 1.6	34 5.5	105 17.0	137 22.2	131 21.3	90 14.6	6 1.0	91 14.8
	家庭的保育事業所	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	2 33.3
	小規模保育事業所	272 100.0	12 4.4	9 3.3	17 6.3	62 22.8	84 30.9	74 27.2	72 26.5	0 0.0	32 11.8
	事業所内保育事業所	20 100.0	1 5.0	0 0.0	1 5.0	5 25.0	7 35.0	5 25.0	1 5.0	0 0.0	4 20.0
	認定こども園	49 100.0	6 12.2	1 2.0	3 6.1	9 18.4	12 24.5	8 16.3	7 14.3	0 0.0	6 12.2
	幼稚園	594 100.0	34 5.7	14 2.4	32 5.4	159 26.8	171 28.8	109 18.4	78 13.1	7 1.2	77 13.0
	小学校	894 100.0	41 4.6	26 2.9	58 6.5	247 27.6	249 27.9	191 21.4	138 15.4	11 1.2	43 4.8
	中学校	529 100.0	37 7.0	8 1.5	35 6.6	133 25.1	118 22.3	108 20.4	61 11.5	11 2.1	26 4.9
	義務教育学校	7 100.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	1 14.3	3 42.9	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	高等学校	309 100.0	31 10.0	9 2.9	6 1.9	67 21.7	65 21.0	57 18.4	27 8.7	11 3.6	20 6.5
	中等教育学校	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	1 16.7	1 16.7
	特別支援学校	57 100.0	2 3.5	1 1.8	1 1.8	9 15.8	14 24.6	9 15.8	9 15.8	1 1.8	7 12.3
	高等専門学校	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	0 0.0	1 33.3
	専修学校	32 100.0	6 18.8	0 0.0	1 3.1	4 12.5	8 25.0	5 15.6	3 9.4	0 0.0	3 9.4
	各種学校	33 100.0	1 3.0	0 0.0	3 9.1	9 27.3	6 18.2	9 27.3	4 12.1	0 0.0	8 24.2
喫 煙 場 所 有 無 別	屋内喫煙場所なし	5,318 100.0	300 5.6	144 2.7	283 5.3	1,203 22.6	1,367 25.7	1,071 20.1	796 15.0	82 1.5	512 9.6
	屋内喫煙場所あり	7 100.0	0 0.0	1 14.3	2 28.6	2 28.6	2 28.6	3 42.9	1 14.3	0 0.0	0 0.0
	屋外喫煙場所なし	5,283 100.0	298 5.6	145 2.7	284 5.4	1,194 22.6	1,357 25.7	1,069 20.2	793 15.0	82 1.6	510 9.7
	屋外喫煙場所あり	42 100.0	2 4.8	0 0.0	1 2.4	11 26.2	12 28.6	5 11.9	4 9.5	0 0.0	2 4.8
	屋内外問わず喫煙場所 なし	5,280 100.0	298 5.6	144 2.7	282 5.3	1,193 22.6	1,356 25.7	1,067 20.2	793 15.0	82 1.6	510 9.7
	屋内外問わず喫煙場所 あり	45 100.0	2 4.4	1 2.2	3 6.7	12 26.7	13 28.9	7 15.6	4 8.9	0 0.0	2 4.4

・太枠は各施設種別、各喫煙場所有無別で最も比率の高い割合

・「全体」の回答別割合との比率の差

+10ポイント以上 -10ポイント以下

5 意見・要望のまとめ

～自由意見～

Q22.受動喫煙防止に関するご意見・ご要望など、どのようなことでも自由にご記入ください。

※同じ内容の回答もまとめて1回答としてカウントしている。

※回答中に複数のカテゴリーを含む記述は、それぞれのカテゴリーにカウントしている。

		件数
	【規制内容について】	323
1	法律や規制に賛成（必要、当然である）	145
2	法律や規制への疑問	3
3	たばこの販売や税について	40
4	規制内容の実施について（取り組んでいる、引き続き取り組みを行う）	111
5	全面禁煙にすべき	24
	【規制による影響・効果について】	135
6	（規制による）路上喫煙やポイ捨て増加	31
7	禁煙や規制が進んでよかった	25
8	禁煙や分煙が浸透、徹底されてきている	79
	【今後の規制について】	578
9	このまま推進・継続してほしい	30
10	強化・徹底してほしい	214
11	違反の取り締まりを確実にしてほしい	77
12	（喫煙者への）配慮や共存について	64
13	周知・PR・啓蒙について	193
	【路上喫煙やマナー、周囲での喫煙について】	347
14	路上喫煙やマナー、モラルについて	200
15	周囲での喫煙、煙が困る	114
16	家庭での受動喫煙について	33
	【その他】	78
17	調査に関して	9
18	健康、よりよい社会を期待	27
19	喫煙や制度を意識していなかった、初めて知った	15
20	その他の意見や感想	27
21	【特になし】	286
22	【無回答】	3,804

n = 5,325

自由意見抜粋

【規制内容について】

1. 法律や規制に賛成（必要、当然である）

- ・みんなの健康を守るためには受動喫煙防止活動等は絶対必要なものだと思います。
- ・子どもたち、保護者、職員の健康を守るためにも受動喫煙防止をこれからも支持していきます。

2. 法律や規制への疑問

- ・禁煙は徹底しているが、憲法に即して、条例可決の時から、違憲に近いと感じている。受動（喫煙）者の権利擁護とはいえ、私権制限に近いと思う。本当の公益なのか常なる議論を望む。
- ・行き過ぎた喫煙防止策に憤りを感じる。私は喫煙者ではないが、昨今の喫煙者に対する扱いを見ていると、ファシズムのような危険な世の中になっている気がする。一律に締め出すのではなく、分煙策を実施すべき。

3. たばこの販売や税について

- ・たばこの販売を禁止するか、今以上に税金を高くするか、現状改善は難しいと考えます。
- ・そこまで法的に喫煙を厳しくしているのに、なぜタバコを販売するのでしょうか。

4. 規制内容の実施について（取り組んでいる、引き続き取り組みを行う）

- ・学園全体にてキャンパス内全面禁煙を継続していきます。
- ・教職員や施設利用者の健康保持増進のために、引き続き遵守していきたい。
- ・関係者の健康維持のために受動喫煙防止は発信していきたいと思います。

5. 全面禁煙にすべき

- ・東京都全域で完全禁煙にしてはどうか。
- ・保育施設なので完全禁煙が理想だと思います。

【規制による影響・効果について】

6. （規制による）路上喫煙やポイ捨て増加

- ・喫煙箇所が町中でもかなり削減しているため、逆に吸われる方の密集がすごくなり、又、あまりにも吸える場所がないため、それが逆にポイ捨てなどの増加につながっていると感じる。
- ・施設においては受動喫煙の被害のないように環境を整えているが、喫煙所がなくなっていることで逆に、路上での喫煙者が増えているようにも感じる。

7. 禁煙や規制が進んでよかった

- ・受動喫煙防止が進んで嬉しく思う。
- ・認知度が上がり、職場に嫌なにおいがなくなったことはとても良いと思います。

8. 禁煙や分煙が浸透、徹底されてきている

- ・健康を守る上で大切なことだと認識しており、完全禁煙ができています。
- ・受動喫煙の理解が進んだ効果か、保育園の近辺での喫煙は見られなくなりました。

【今後の規制について】

9. このまま推進・継続してほしい

- ・健康に関わることなので、対策を推進してほしい。
- ・可能な限り受動喫煙が無くなるよう、今後も施策を続けていただきたい。

10. 強化・徹底してほしい

- ・歩きタバコ、ポイ捨て、喫煙所以外での喫煙などへの罰則を厳しくしないといけないと感じる。施設が出来ていても戸外で受動喫煙していたら意味がない。
- ・努力義務の部分も完全義務化にするなど、強化してほしい。
- ・歩きタバコが多いので困っている。もっと厳しくしてほしいです。駅のロータリーなどに喫煙所があるが子どもたちが散歩する通り道でもあり煙や臭いが漏れてしまっているのが心配です。設置するのであれば漏れないようにしてほしいです。

11. 違反の取り締まりを確実にしてほしい

- ・駅周辺に、喫煙禁止エリアがありますが、守られてません。散歩するエリアでもあるため、しっかり取り締まりをしてほしい。
- ・保育園では問題なく守れていますが、街中に目を向けると厳格な罰則規定や取り締まる人もいないのが現状。制度だけでは意味がないと思います。

12. (喫煙者への) 配慮や共存について

- ・吸う人も吸わない人も過ごしやすい街づくりを期待します。
- ・喫煙可能なエリアやインフラをより一層明確にいただけると喫煙者、非喫煙者、嫌煙者それぞれがストレスなく共存できると思います。

13. 周知・PR・啓蒙について

- ・学校周辺での喫煙防止に関して、通行する人の理解も深まらなければ、この取組の効果は限定的になると思われるので、さらなる広報が必要と考えます。
- ・若い保護者も多いので、情報を知らせていきたいので、ポスターがあると伝えやすい。
- ・保育所や学校など子どもと関わる機会が少ない方への認識が薄いように感じている。その方たちへ受動喫煙防止について認識が深まるようにしていただきたい。

【路上喫煙やマナー、周囲での喫煙について】

14. 路上喫煙やマナー、モラルについて

- ・喫煙に関する防止対策喫煙マナーも含めて強化していただきたいです。
- ・呼気から発生する副流煙に関する喫煙者の意識が低すぎる。
- ・校内や敷地内での喫煙はできないようになっているが、校外学習や駅を利用するときに路上喫煙をしている人が未だにいたことが残念である。

15. 周囲での喫煙、煙が困る

- ・自園の近隣でマンション建設工事中に作業員の方が喫煙していて、園庭で遊ぶ子どもたちが受動喫煙の危険があったので、注意した事がありました。
- ・駅周辺など屋外に喫煙場所を設置している周辺の煙とにおいがひどい。外に完全に漏れないような措置を望む。

16. 家庭での受動喫煙について

- ・保育現場では施設全体を禁煙としているが、家庭によっては園児が全身タバコ臭い子供もいます。子供の成長・健康問題が心配ですが、ご家庭のことでもあるため、何もできない状況です。
- ・園では完全禁煙の中で過ごせているが、家庭での様子までは聞き出せていないのが実情。

【その他】

17. 調査に関して

- ・もともと学校は敷地内禁煙となっているので、調査は不要だと思います。
- ・保育所にアンケートをすること自体に疑問を感じます。

18. 健康、よりよい社会を期待

- ・子供に影響がない世の中になってほしいです。
- ・誰もが健康であることを大切に生きていきたい。

19. 喫煙や制度を意識していなかった、初めて知った

- ・このような制度があることを知りませんでした。暗黙のルールとして、保育施設では喫煙禁止なのだと思います。
- ・受動喫煙がよい事ではない事は重々承知はしているものの制度等の詳細は全く知らなかった。

20. その他の意見や感想

- ・煙の出ないタバコを作ってください。
- ・学校等の施設においては、敷地内禁煙であることへの理解は進んでいると思います。しかしながら、イレギュラーな状況になった時(避難所等)は、どうなるのか、不安がある。

6 （参考資料） 調査票

保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査

進行状況 9%

Q 1. 貴施設の施設種別を教えてください。

※御依頼の際の封筒の宛名下に印字している施設種別について、選択してください。

なお、地域型保育事業・専修学校（一般課程）・各種学校については、施設種別の中で該当する選択肢を選んでください。

※幼稚園型認定こども園は、「幼稚園」を選択してください。

※保育所型認定こども園は、「認可保育所」を選択してください。

※施設種別ごとに依頼文をお送りしているため、複数の施設種別分の依頼文が届いた場合には、お手数ですが施設種別ごとに回答をお願いします。

- ☐ 1. 認可保育所
- ☐ 2. 認証保育所
- ☐ 3. 認可外保育施設
- ☐ 4. 地域型保育事業（家庭的保育事業）
- ☐ 5. 地域型保育事業（小規模保育事業）
- ☐ 6. 地域型保育事業（事業所内保育事業）
- ☐ 7. 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業）
- ☐ 8. 認定こども園
- ☐ 9. 幼稚園
- ☐ 10. 小学校
- ☐ 11. 中学校
- ☐ 12. 義務教育学校
- ☐ 13. 高等学校
- ☐ 14. 中等教育学校
- ☐ 15. 特別支援学校
- ☐ 16. 高等専門学校
- ☐ 17. 専修学校（高等課程）
- ☐ 18. 専修学校（一般課程、20歳未満の者が主として利用するもの）
- ☐ 19. 専修学校（一般課程、20歳以上の者が主として利用するもの）
- ☐ 20. 各種学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号に掲げるもの）
- ☐ 21. 各種学校（20以外で、20歳未満の者が主として利用するもの）
- ☐ 22. 各種学校（20以外で、20歳以上の者が主として利用するもの）

Q 2. 貴施設の所在する区市町村名を教えてください。

<選択してください...> ▼

Q 3. 貴施設の職員数（令和6年4月1日時点の正規職員）を教えてください。

☐ 1～9人

☐ 10～29人

☐ 30～99人

☐ 100人以上

Q 4. 貴施設を利用する児童・生徒数（令和6年4月1日時点）を教えてください。

（定員ではなく、実人数でお答えください）

☐ 1～9人

☐ 10～19人

☐ 20～29人

☐ 30～49人

☐ 50～99人

☐ 100～299人

☐ 300～499人

☐ 500～699人

☐ 700～999人

☐ 1,000人以上

Q 5. 室内又はこれに準ずる環境における受動喫煙※が健康に影響することを知っていますか。

※「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。たばこの煙は、喫煙者が吸い込む主流煙と、火がついている部分から立ちのぼる副流煙、喫煙者が吐き出す呼出煙に分けられ、副流煙と呼出煙を吸い込むことを受動喫煙といいます。中でも、副流煙にはニコチンや一酸化炭素などの有害物質や発がん性物質が主流煙の何倍も含まれています。

☐ 知っている

☐ 知らない

Q 6. 健康増進法で、受動喫煙を防ぐための全国共通ルールが定められていることを知っていますか。

☐ 内容までよく理解している

☐ だいたい理解している

☐ 名前だけは知っている

☐ 名前を聞いたことがない・わからない

Q 7. 東京都は、健康増進法をもとに都独自のルールを定めた東京都受動喫煙防止条例を制定していることを知っていますか。

- ☐ 内容までよく理解している
- ☐ だいたい理解している
- ☐ 名前だけは知っている
- ☐ 名前を聞いたことがない・わからない

Q 8. 貴施設の屋内（専有部分）に喫煙室等がありますか。

※複合施設内に貴施設がある場合は、貴施設の専有部分の状況を回答してください。共用部だけに喫煙室等がある場合は「ない」を選択してください。

※「屋内」とは、屋根があり、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部を指します。これに該当しない場所が「屋外」です。

- ☐ ない
- ☐ ある

Q 9. 貴施設の屋外（専有部分）に喫煙場所がありますか。

※複合施設内に貴施設がある場合は、貴施設の専有部分（専有使用するベランダ・庭を含む）の状況を回答してください。共用部だけに喫煙場所がある場合や屋外の専有部分がない場合には、「ない」を選択してください。

※「屋内」とは、屋根があり、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部を指します。これに該当しない場所が「屋外」です。

- ☐ ない
- ☐ ある

Q10. 屋外に喫煙場所を設置している場合は、以下の措置が取られていますか。取られている措置を全て選択してください。（複数選択可）

- ☐ 喫煙をすることができる場所が区画されていること
- ☐ 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ☐ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること
- ☐ 上記の措置全てを取っていない

Q11. 健康増進法における第一種施設（※）は、屋内完全禁煙（専有部分の屋内に喫煙場所の設置不可）であることを知っていますか。

※本調査の対象である保育所・学校等は第一種施設に該当します。健康増進法上の「第一種施設」とは、2人以上の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいいます。

- ・学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令で定めるもの（⇒保育所・学校等はここに含まれます。）
- ・国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

☐ 知っている

☐ 知らなかった

Q12. 第一種施設のうち、都内の保育所・学校等（※）は、施設敷地内で専有部分の屋外にも喫煙場所を設置できない（努力義務）ことを知っていますか。

※東京都受動喫煙防止条例では、以下の施設に対し、特定屋外喫煙場所を設置しない努力義務を課しています。

- ・保育所（児童福祉法第39条第1項）
- ・家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設（児童福祉法第6条の3第9項・第10項・第12項）
- ・児童福祉法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第9項・第10項・第12項、同法第39条に規定する業務を目的とするものに限る。）（⇒認証保育所・認可外保育施設はここに含まれます。）
- ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（学校教育法第1条）
- ・専修学校（高等課程又は一般課程（20歳未満の者が主として利用するものに限る。））（学校教育法第124条）
- ・各種学校（学校教育法第134条第1項（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号に掲げるもの）その他に20歳未満の者が主として利用する者に限る。）

☐ 知っている

☐ 知らなかった

Q13. 特定屋外喫煙場所非設置の努力義務が課されている施設以外の第一種施設（※）でも、敷地内屋外に喫煙場所を設置することが推奨されていないことを知っていますか。

※「特定屋外喫煙場所非設置の努力義務が課されている施設以外の第一種施設」とは、健康増進法上の第一種施設のうち、東京都受動喫煙防止条例で特定屋外喫煙場所非設置の努力義務を課している都内の保育所・学校等以外の施設をいいます。

☐ 知っている

☐ 知らなかった

Q14. 第一種施設が敷地内屋外に喫煙場所を設置する場合には、以下の受動喫煙を防止するために必要な措置をとらなければならないことを知っていますか。

- (1) 喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- (2) 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- (3) 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

※第一種施設の敷地内屋外の一部の場所に設置する喫煙場所のことを「特定屋外喫煙場所」といいます。上記措置がとれない場合、設置できません。また、設置の際には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましいです。

☐ 知っている

☐ 知らなかった

Q15. 紙巻たばこ加熱式たばこ（※）の喫煙に関して、第一種施設における受動喫煙対策のルールは同じであることを知っていますか。

※「加熱式たばこ」とは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで蒸気が発生させるもの。加熱の方法や温度などは製品ごとに異なります。

例：アイコス、グロー、ブルーム・テック等

- ☐ 知っている
- ☐ 知らなかった

Q16-1. 喫煙場所を設置していない理由を教えてください。（複数回答可）

- ☐ 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が必要になったため
- ☐ 施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため
- ☐ 施設利用者・保護者からの要望があったため
- ☐ 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
- ☐ 従業員からの要望があったため
- ☐ 近隣住民からの要望があったため
- ☐ その他

Q16-2. 喫煙場所を設置している理由を教えてください。（複数回答可）

- ☐ 施設利用者・保護者からの要望があったため
- ☐ 従業員からの要望があったため
- ☐ 近隣住民から要望があったため
- ☐ もともと喫煙場所を設置していたため
- ☐ 施設の長や従業員に喫煙者がいるため
- ☐ 近隣の路上等での従業員の喫煙を防ぐため
- ☐ その他

Q17. 貴施設の専有部分は、喫煙専用室等を設置することが禁止されています。**屋内**完全禁煙とすることが予定について教えてください。

- ☐ すぐに禁煙にする
- ☐ 時期は未定だが禁煙にする
- ☐ 未定

Q18. 前問で教えていただいた予定としている理由を教えてください。（複数回答可）

- ☐ 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が定められているため
- ☐ 施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため
- ☐ 施設利用者・保護者からの要望があるため
- ☐ 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
- ☐ 従業員からの要望があるため
- ☐ 近隣住民からの要望があるため
- ☐ その他

Q19. 貴施設の専有部分（専有使用するベランダ・庭を含む）は、屋外に喫煙場所（特定屋外喫煙場所）等を設置することが禁止（努力義務）されています。**屋外**完全禁煙とすることが予定について教えてください。

- ☐ すぐに禁煙にする
- ☐ 時期は未定だが禁煙にする
- ☐ 未定

Q20. 前問で教えていただいた予定としている理由を教えてください。（複数回答可）

- ☐ 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例で受動喫煙対策が定められているため
- ☐ 施設利用者・保護者の受動喫煙による健康影響を防ぐため
- ☐ 施設利用者・保護者からの要望があるため
- ☐ 従業員の受動喫煙による健康影響を防ぐため
- ☐ 従業員からの要望があるため
- ☐ 近隣住民からの要望があるため
- ☐ その他

Q21. 受動喫煙防止にかかる制度内容についての情報をどのような方法で把握していますか。（複数回答可）

☐ 東京都受動喫煙対策相談窓口（０５７０－０６９６９０）（もくもくゼロ）への問合せ

☐ 東京都の広報誌、情報番組

☐ 東京都作成の施設管理者向けハンドブック、チラシ、リーフレット、ポスター

☐ 東京都のホームページ（とうきょう健康ステーション）

☐ 区市町村・保健所などの広報誌

☐ 区市町村・保健所など作成するチラシ、リーフレット、ポスター

☐ 区市町村・保健所などのホームページ

☐ 東京都や区市町村が開催する事業者説明会、各種講習会など

☐ 国（厚生労働省）の情報（ホームページなど）

☐ 加盟している団体（協会や組合など）※講習会や機関紙（誌）を含む

☐ 業界紙（誌）・専門紙（誌）

☐ 同業者や近隣施設からの情報（口コミ）

☐ 一般の新聞・雑誌

☐ テレビ・ラジオ（東京都の情報番組を除く）

☐ インターネット（国・東京都・区市町村・保健所のホームページを除く）

☐ 駅や街中のポスター・デジタルサイネージなど

☐ その他

☐ 特にない

Q22. 受動喫煙防止に関するご意見・ご要望など、どのようなことでも自由にご記入ください。